

令和 6 年 12 月 26 日作成  
令和 7 年 12 月 19 日更新

# 令和 7 年度補正予算国内肥料資源利用拡大対策事業 (国内肥料資源活用施設総合整備支援・国内肥料資源活用総合推進支援) に係る Q & A

---

(注) 本 Q & A は、交付等要綱及び実施要領等の各種規定を補足的に説明するものです。  
今後、事業の執行を進めていく中で、適宜、内容を追加・修正する場合がありますので、最新版を御確認ください。

# 目 次

<b>I 事業要件・成果目標等について</b>	<b>12</b>
<b>【I-A 連携計画】</b>	<b>12</b>
I-A-1 肥料原料供給事業者、肥料製造事業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画(連携計画)とは、どの程度具体的な計画を求められるのか。また、連携先について、特定の事業者名まで明記する必要があるか。 .....	12
I-A-2 連携計画は、誰が作成するものなのか。 .....	12
I-A-3 事業着手後に連携先の変更等により、連携計画を履行できなくなった場合には、どのような手続が必要か。 .....	12
I-A-4 連携計画に位置付けられた者は、必ず本事業を活用する必要があるか。 .....	13
I-A-5 連携計画には必ず肥料原料供給事業者、肥料製造事業者及び肥料利用者の三者を位置付ける必要があるのか。 .....	13
I-A-6 肥料原料供給事業者や肥料製造事業者が事業実施主体となる場合、連携計画に位置付ける肥料利用者には、農業従事者5名以上等の要件はあるか。 .....	13
<b>【I-B 事業実施主体】</b>	<b>14</b>
I-B-1 事業実施主体の区分(農業者の組織する団体等、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者)によって支援対象となる取組が異なるのか。 .....	14
I-B-2 肥料利用者は、国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者が5人以上参加すれば、農業者の組織する団体等として事業実施主体となれるとあるが、どのように示せばよいか。 .....	15
I-B-3 農業者の組織する団体が事業実施主体になるとあるが、1法人で事業実施主体になることはできるか。 .....	15
I-B-4 肥料製造を委託(外注)している者が肥料製造事業者として事業実施主体となることはできるか。 .....	15

I -B-5 大学や研究機関、普及組織等、事業実施主体の区分以外の者とコンソーシアムを組むことは可能か。 .....	16
I -B-6 配合飼料を購入している畜産業を営む者が事業実施主体になる場合には、配合飼料価格安定制度の締結を継続することが要件とされているが、継続するか否かをどのように確認するのか。 .....	16
<b>【 I -C. 成果目標】</b>	<b>17</b>
I -C-1 採択された後に成果目標を変更することは可能か。 .....	17
I -C-2 成果目標の設定に当たり、基準値(現状値)はどのように設定すべきか。 .....	17
I -C-3 成果目標に下限値はあるか。 .....	19
I -C-4 事業実施計画書の添付資料として、「成果目標の設定の根拠となる資料」を添付することとなっているが、具体的にどのような情報が必要か。 .....	19
I -C-5 国内肥料資源活用施設総合整備支援(ハード)の成果目標を設定する過程で、国内資源由来肥料の供給数量や取扱数量の増加量を重量ベースで算出するが、取組を通じて含水率が低下することで、製品重量が減少してしまう場合、増加量をどのように算出すればよいか。 .....	21
I -C-6 国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)の成果目標である「国内資源由来肥料の施用面積を増加」について、本事業に取り組んだ結果、栽培しようとする作物の生育に合わず、施用面積を増加できなかつた場合は、目標未達成となるか。 .....	22
I -C-7 国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)の成果目標である「国内資源由来肥料の施用面積を増加」について、複数の肥料を対象に取り組もうとする場合であって、肥料の種類によって目標となる施用面積が異なる場合、どのように成果目標を設定すればよいか。 .....	22
I -C-8 国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)を活用しようとする肥料原料供給事業者や肥料製造事業者が、「国内資源由来肥料の施用面積を増加」という成果目標を設定することは困難ではないか。 .....	23
I -C-9 栽培実証の結果、目標年度に使用する国内資源由来肥料を計画策定時に想定していた肥料から変更することは可能か。 .....	24
I -C-10 肥料 A(国内資源由来 NPK=10%以上)、肥料 B(同 5%以上 10%未満)、肥料 C(同 3%以上 5%未満)の3種類を利用して栽培実証に取り組み、このうち2種類の肥料(A,B)についてのみ本事業を活用	

する場合、成果目標は A、B、C の施用面積の合計値でよいか。.....	25
I -C-11 国内資源由来肥料の施用面積を拡大させる成果目標を設定する場合、肥料の散布回数による延べ面積とすべきか、それとも栽培の実面積とすべきか。.....	25
I -C-12 国内資源由来肥料の施用面積を確認するために、どのような資料を保管しておくべきか。.....	26
I -C-13 評価年度に事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては改善計画を提出することになっているが、改善計画は、目標が達成されるまで毎年提出する必要があるのか。.....	26
<b>【 I -D 施肥マニュアル】</b>	<b>26</b>
I -D-1 留意点として、「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に向けて取り組むこととする。」とあるが、これは必須事項か。.....	26
I -D-2 「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアル」とは、具体的にどのようなものか。.....	27
I -D-3 肥料原料供給事業者が「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアル」を作成することは困難ではないか。.....	27
<b>II 事業内容について</b>	<b>28</b>
<b>【 II -A 共通事項】</b>	<b>28</b>
II -A-1 本事業で支援対象となる「国内資源由来肥料」とは具体的に何を指すのか。また、既存の製品ではなく、新しく作られた製品でなければならないか。.....	28
II -A-2 国内肥料資源活用施設総合整備支援(ハード)と国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)は、必ずセットで事業実施計画書に位置付ける必要があるか。.....	28
II -A-3 家畜糞尿を利用した肥料利用の取組については、畜産環境対策総合支援事業と国内肥料資源活用施設総合整備支援等とで、どちらでも支援可能か。.....	29
II -A-4 補助金の上限額はあるのか。.....	29

II -A-5 家庭菜園用や輸出用に国内肥料資源を利用した肥料を製造する場合は支援対象となるのか。 .....	29
II -A-6 肥料中に含まれる国内資源の割合に下限値はあるか。 .....	29
II -A-7 補助対象となる肥料成分や肥料形状に制限はあるか。 .....	30
II -A-8 肥料原料供給事業者が本事業に取り組む場合、原料の全てが肥料化されるのではなく、一部は飼料等のその他の用途に仕向けられるような場合は補助対象となるか。 .....	30
II -A-9 肥料原料の運搬に必要な運搬車は補助対象となるか。 .....	30
II -A-10 機械を導入する場合、国内肥料資源活用施設総合整備支援(ハード)と国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)とのどちらで申請すればよいか。 .....	31
II -A-11 補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資以外から融資を受ける場合、どのような手続きをすればよいか。 .....	31
<b>【 II -B 国内肥料資源活用施設総合整備支援 (ハード)】</b>	<b>31</b>
II -B-1 老朽化した施設や設備を単に更新する場合も補助対象となるか。 .....	32
II -B-2 ビニールハウスのような堆肥発酵施設において、ビニールの張替えのような補修は補助対象となるか。 .....	32
II -B-3 堆肥の自動袋詰め機やパレタイザーは、補助対象となるか。 .....	32
II -B-4 耕種農家が堆肥発酵施設を整備することは可能か。 .....	32
II -B-5 事業実施計画書に添付する収支計画は何年分提出する必要があるか。また、収支については、必ずプラスにする必要はあるか。 .....	33
II -B-6 臭気・衛生対策のため、脱臭装置のみの整備は、補助対象となるか。 .....	33
II -B-7 バイオマス発電施設で生じる消化液を液肥として利用するために濃縮する設備は、補助対象となるか。 .....	33
II -B-8 複数年度に渡る事業実施計画書を提出する場合、事業費の計上は、単年度分を計上することになるのか。 .....	34
II -B-9 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設等を整備し、事業実施主体が貸借料を徴収する場合、貸借料設定の基準はあるか。 .....	34

II -B-10 事業実施期間が複数年に渡る事業を実施する場合、1年目に実施設計書の作成までを行い、2年目に施設等の整備を行うことは可能か。 .....	35
II -B-11 施設等の整備又は補改修等に当たっては、実施要領別紙1-1の第6の8のウ及びエにおいて「環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するもの」「関連する環境法令を遵守すること」とあるが、具体的にどのように留意すべきか。また、同8のオにおいて、「周辺住民からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるもの」とあるが、地域住民との地域協定などは必須か。 .....	36
<b>【 II-C 国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）】（a：機械導入関係、b：栽培実証関係、c：試作関係、d：その他）</b>	<b>36</b>
II -C-a1 導入する機械等の金額に制限はあるか。 .....	36
II -C-a2 導入する機械等の能力・規模が適正であることは、どのように示せばよいか。 .....	37
II -C-a3 負担可能面積の算出に用いる機械等の作業能力(ha/時)は、導入する機械等の特性を勘案しながら、合理的な算定方法を用いるとあるが、具体的にはどのように算出するのか。 .....	40
II -C-a4 機械器具費において、中古品を購入することは可能か。 .....	41
II -C-a5 個人の農業者が本事業により、国内肥料資源を利用した肥料の散布機を導入することは可能か。 .....	41
II -C-a6 肥料の散布機等を導入する場合、1事業実施主体当たりで複数の農業者が機械を導入することは可能か。 .....	41
II -C-a7 機械器具費において、本事業を実施するために直接必要な国内資源由来肥料の散布等に必要な機械の導入が対象となるが、ブロードキャスター等の肥料散布機械をけん引するトラクタも補助対象となるか。 .....	42
II -C-a8 肥料散布機とトラクタを導入した場合、当該トラクタを国内資源由来肥料の散布作業以外(ロータリーを付け耕起作業等)に使用することは可能か。 .....	43
II -C-a9 施肥田植え機を導入する場合は補助対象となるか。 .....	44
II -C-a10 機械器具費において、トラックの荷台に肥料散布装置が架装された専用の運搬・散布車は導入可能か。 .....	44
II -C-a11 補助対象となる土壤分析や、導入できる土壤分析機器とは、どのようなものか。 .....	45

II -C-b1 栽培実証の取組とは具体的にどのようなものを想定しているのか。 .....	46
II -C-b2 栽培実証に取り組む場合、何をもって補助事業の完了となるか。 .....	46
II -C-b3 栽培実証のうち肥培効果の検証の一環として、作物の収穫後に土壤分析と作物体の分析を行う場合、補助対象となるか。 .....	46
II -C-b4 資材購入費等の栽培実証にかかる経費において、以前から使用している国内資源由来肥料にかかる経費も補助対象となるか。 .....	47
II -C-b5 新たに導入する国内資源由来肥料の栽培実証を行うため、実証ほ場で利用する化学肥料の購入費は補助対象となるか。 .....	47
II -C-b6 栽培実証に取り組みたいが、交付決定日以前から資材の調達をしなければ取組に間に合わない場合、補助対象となるか。 .....	47
II -C-b7 商習慣上、栽培実証のために購入した肥料の支払が事業実施期間後になる場合、実績報告時に領収書が提出できないが、補助対象となるか。 .....	48
II -C-b8 栽培実証において補助対象となる国内資源由来肥料の量に上限はあるのか。 .....	48
II -C-b9 栽培実証において補助対象となる国内資源由来肥料の上限量はどのように算出すればよいのか。 .....	49
II -C-b10 栽培実証において、国内資源由来肥料の上限量を算出する際、従前に使用していた肥料に海外からの輸入原料と国内資源の両方が使用されていた場合は、どうなるのか。 .....	50
II -C-b11 新規就農や規模拡大によって、栽培実証をするほ場において、基準年に営農をしていなかった場合には、補助対象となる国内資源由来肥料の量の上限はどのように算出すればよいか。 .....	51
II -C-b12 栽培実証をするほ場において、基準年に営農をしていたものの、これまで肥料を使用していなかった場合、本事業における栽培実証に取り組むことはできるか。 .....	51
II -C-b13 前年度に引き続き、同じ国内資源由来肥料を使い、同じほ場、同じ作物において栽培実証の取組を計画しているが、申請することは可能か。 .....	52
II -C-b14 過年度事業の栽培実証により国内資源由来肥料を散布したほ場において、過年度事業で対象としていなかった国内資源由来肥料を本年度事業の栽培実証により散布することは可能か。 .....	52

II -C-b15 1～3月に施肥を行うような場合、事業実施期間中に収穫をすることができないが、栽培実証の対象となるか。 .....	53
II -C-b16 従前から肥料の散布は地域の代行業者に依頼しているが、栽培実証の一環で行う国内資源由来肥料の散布を代行業者に依頼した場合、その費用は補助対象となるのか。 .....	54
II -C-c1 「試作」とは、どのような取組が補助対象となるのか。 .....	54
II -C-c2 肥料の試作に取り組む場合、開発後の登録又は届出に時間をして、事業実施年度内に販売開始できなくてもよいか。 .....	54
II -C-d1 農協が事業実施主体となり、組合員である農業者を中心的な取組主体に位置付けた場合、農業者が当該農協から農業機械や肥料を購入する経費は補助対象となるか。 .....	55
II -C-d2 分析業務等、事業内容の一部を外部に委託する場合、制限はあるか。 .....	56
II -C-d3 賃金等において、肥料製造にかかる人件費を支援対象とできるか。 .....	56
II -C-d4 取組拡大のための情報発信の取組とは具体的にどのようなものを想定しているのか。 .....	56
II -C-d5 国内資源由来肥料若しくはその原料の成分分析、原料の収集又は国内資源由来肥料の運搬等の実証とは具体的にどのようなものを想定しているのか。 .....	57
 III 申請手続について .....	57
【III-A 事業実施主体の申請手続】 .....	57
III-A-1 事業の申請先はどこか。 .....	58
III-A-2 事業実施主体の本拠地と本事業の実施場所が異なる都道府県にある場合は、どちらの都道府県協議会に申請すればよいか。 .....	58
III-A-3 事業実施計画書の提出期限までに都道府県協議会の承認手続が終了していない場合は、申請できないか。 .....	58
III-A-4 公募手続に従い農政局等へ提出する場合と、都道府県協議会に提出する場合とで採択基準は異なる	

のか。 .....	59
III-A-5 第1次募集においては、令和7年度内に事業完了する計画を対象にしているが、令和8年度に実施しようとする取組は申請できないのか。 .....	59
III-A-6 国内肥料資源活用施設総合整備支援(ハード)と国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)を同時に申請することは可能か。 .....	59
<b>【III-B 都道府県協議会】</b> .....	<b>59</b>
III-B-1 都道府県協議会に求められる役割は何か。 .....	60
III-B-2 既存の協議会を本事業でも活用し、規約等や業務方法書の変更も必要がない場合、承認手続は必要か。 .....	60
III-B-3 事業実施主体への補助金の交付等に係る事務に伴い発生する経費(振込手数料や現地確認に要する旅費等)について、補助を受けることは可能か。 .....	60
<b>IV 採択・審査基準について</b> .....	<b>61</b>
IV-1 国内肥料資源活用施設総合整備支援(ハード)と国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)とでセットで事業実施計画書に位置付けた方が採択されやすくなるか。 .....	61
IV-2 複数の目標を設定した方が、採択されやすくなるか。 .....	61
IV-3 取組の広域性について、広域流通に適した肥料の形態による取組とは、具体的にどのような取組を想定しているのか。 .....	61
IV-4 肥料の中に国内資源以外の原料が使われているため、成分分析をしても肥料中に含まれる国内資源由来のみの窒素、りん酸、加里の成分量を算出できない場合は、どうすればよいか。 .....	61
IV-5 審査基準における加算項目として、「みどりの食料システム法」に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画による加算を受けるには、本事業に取り組む全ての農業従事者が同計画の認定を受けていなければならないか。 .....	62

IV-6 審査基準における加算項目として、「みどりの食料システム法」に規定する基本計画で定められた特定地域による加算を受けるには、栽培実証等に取り組む農地が全て同特定地域に含まれてなければならないか。 .....	63
IV-7 第1次募集において、事業実施計画書が採択されている事業実施主体が、第2次募集において、従前の計画とは異なる新たな事業実施計画を申請することは可能か。 .....	63
IV-8 既に採択されている事業実施主体が、事業実施計画を増額変更することは可能か。 .....	64
IV-9 事業実施計画書の第1の4「供給・利用する肥料」について、これから新たな肥料を製造し販売していく計画の場合は、成分値は見込みで記載してよいか。 .....	64
IV-10 実施要領別紙1-7の第1の審査項目⑭(環境負荷低減事業活動)のアについて、事業実施主体である法人が当該認定を受けている場合、aとbのどちらの基準に該当するか。(例えば、法人の構成員が5名いれば、5人全員が計画認定者とカウントされるのか。) .....	65
IV-11 事業実施計画書の中に、補助対象外のものが一部含まれている場合や、中心的な取組主体のうち一部の者が、規模決定根拠等の採択要件を満たさなかった場合などにおいては、申請内容の一部が不採択となるのか。又は、申請内容全体が不採択となるか。 .....	65

<b>V その他</b>	<b>66</b>
V-1 第2次以降の募集スケジュールについて教えてほしい。 .....	66
V-2 国内資源の肥料利用に当たり、他の事業を活用し、既に取組を進めている場合(環境保全型農業直接支払交付金を活用した堆肥の施用等)、併用することは可能か。 .....	66
V-3 国が補助する他の事業(実費払ではなく、面積当たりに一定額を支援する事業)と重複しない経費の申請は可能か。 .....	66
V-4 補助金が支払われるタイミングはいつになるか。事業遂行状況報告書の提出や実績報告の提出時に不備があった場合、採択されたとしても補助金が支払われない可能性はあるか。 .....	67
V-5 事業実施に当たり留意すべき事項はあるか。 .....	68

V-6 本事業における取組に係る見積書や領収書等の宛て名は、誰宛てにすればよいか。 .....	68
V-7 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組の中に「環境関係法令の遵守」とあるが、どのような法令が該当するのか。 .....	69

問	答	備考
<b>I 事業要件・成果目標等について</b>		
<b>【I-A 連携計画】</b>		
I-A-1 肥料原料供給事業者、肥料製造事業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画（連携計画）とは、どの程度具体的な計画を求められるのか。また、連携先について、特定の事業者名まで明記する必要があるか。	<p>国内原料由来肥料を継続的に利用できる環境にしていくためには、関係事業者間で目指すべき姿を共有し、連携体制を構築していくことが不可欠です。このため、本事業の活用に当たっては、連携計画（実施要領別紙1の別記様式第13号）を作成することとしております。</p> <p>連携先については、必ずしも特定の利用者名まで明記する必要はありませんが、例えば、○○地域の農協など、少なくとも想定している対象地域等は記載してください。</p>	R7.12 更新
I-A-2 連携計画は、誰が作成するもののか。	<p>連携計画は、本事業の事業実施主体となる者が作成する計画です。</p> <p>なお、肥料原料供給事業者、肥料製造事業者又は肥料利用者のいずれかが別々に本事業を活用しようとする場合は、取組を行う者が共同で連携計画を作成し、当該連携計画をそれぞれの事業実施計画書に添付してください。</p>	
I-A-3 事業着手後に連携先の変更等により、連携計画を履行できなくなった場合には、どのような手続が必要か。	<p>連携計画については、事業実施計画書の申請に当たり、関係事業者間で内容を十分に調整の上、実現可能な計画を作成することとしてください。</p> <p>万が一、事業実施主体の責に帰さない事由により、事業着手後に計画通り履行できなくなった場合は、事業実施計画の成果目標として設定した肥料の販売数量や施用面積等の増加の達成に支障をきたさないよう、連携先となる新たな事業者の確保等に努めるとともに、連携計画の変更があった場合には実績報告時に変更後の計画を添付してください。</p>	

問	答	備考
I -A-4 連携計画に位置付けられた者は、必ず本事業を活用する必要があるか。	連携計画の作成は、本事業の活用に当たっての要件としていますが、連携計画に位置付けられた全ての者が、本事業を活用する必要はありません。	
I -A-5 連携計画には必ず肥料原料供給事業者、肥料製造事業者及び肥料利用者の三者を位置付ける必要があるのか。	<p>連携計画においては、肥料原料供給事業者、肥料製造事業者及び肥料利用者のそれぞれを位置付けていただく必要がありますが、必ずしも三者が別々の者である必要はありません。</p> <p>例えば、畜産事業者が堆肥を製造し供給する場合など肥料原料供給事業者と肥料製造事業者を同一事業者が兼ねるケースや、耕種農家が自ら堆肥を製造・供給し、一部を自ら利用する場合など肥料製造事業者と肥料利用者を同一事業者が兼ねるケースも考えられます。こうした場合は、同一の事業者が肥料原料供給事業者、肥料製造事業者又は肥料利用者の複数を兼ねる形で連携計画を作成いただくことになります。</p>	
I -A-6 肥料原料供給事業者や肥料製造事業者が事業実施主体となる場合、連携計画に位置付ける肥料利用者には、農業従事者5名以上等の要件はあるか。	<p>農業従事者が5名以上参加することは、農業者の組織する団体等が事業実施主体となる場合の要件として設定しているものであり、連携先である肥料利用者が本事業の事業実施主体とならないのであれば、特段の要件はありません。</p> <p>このため、国内資源由来肥料の利用拡大に向けてともに取り組む連携先であれば、肥料を販売する農業協同組合や小売業者等であっても、連携計画の肥料利用者として位置付けることは可能です。</p> <p>ただし、本事業の成果目標である国内資源由来肥料原料・肥料の供給数量（肥料成分ベース）や施用面積等の増加に資する連携先でなければなりませんので、連携計画上の肥料利用者と事業実施計画書上の成果目標との整合性を説明できるよう、事業実施計画書の添付資料である「成果目標の設定の根拠となる資料」において、具体的な根拠を示してください。</p>	R7.12 更新

問	答	備考
	<p>また、小売業者等（ホームセンターを含む）を肥料利用者に位置付ける場合は、事業実施計画書の添付資料として、双方の合意が確認できる資料（肥料利用先として肥料製造事業者から肥料を受け取ることを合意したことがわかる文書や、連携計画の内容に合意したことがわかる文書など（いずれもメール可、押印等は不要））を添付してください。</p>	
<b>【I-B 事業実施主体】</b>		
I-B-1 事業実施主体の区分（農業者の組織する団体等、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者）によって支援対象となる取組が異なるのか。	<p>国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）にあっては、実施要領別紙1の別表2のとおり、実施要領別紙1の別表1の区分毎に取り組める項目が決められています。このため、例えば、農業者の組織する団体が事業実施主体となり、国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備に加え、国内資源由来肥料の製造施設等の整備を実施する場合には、肥料製造事業者としての要件（実施要領別紙1の別表1）も満たす必要があります。</p> <p>一方、国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）にあっては、実施要領別紙1の別表1の要件を満たす区分に応じて、それぞれの役割に応じた取組内容を支援対象としますが、連携計画上で複数の役割を担う事業者にあっては、事業実施主体としての役割に係る主たる取組内容（下表参照）を必須とした上で、他の役割に係る取組も支援対象とします。</p>	

問	答		備考
	<p>肥料製造事業者</p> <p>(ソフト)肥料の試作、原料・肥料の成分分析、原料収集実証、収集・運搬・加工に必要な機械や成分分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)肥料製造施設等の整備</p> <p>肥料原料供給事業者</p> <p>(ソフト)原料の成分分析、原料収集実証、収集・運搬・加工に必要な機械や成分分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)国内資源供給施設等の整備</p>		
I -B-2 肥料利用者は、国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者が5人以上参加すれば、農業者の組織する団体等として事業実施主体となれるとあるが、どのように示せばよいか。	事業実施計画書の添付資料(実施要領別紙1の別記様式第5-1号の別紙1)において、本事業により栽培実証や機械導入等を行う農業の常時従事者の氏名、年間農業従事日数等を記載した名簿一覧を添え、5名以上参加することを示していただくこととしております。		
I -B-3 農業者の組織する団体が事業実施主体になるとあるが、1法人で事業実施主体になることはできるか。	<p>肥料利用者として事業実施主体となる場合は、実施要領別紙1の別表1の区分の欄に掲げる「1 農業者の組織する団体等」の要件を満たせば、1法人であっても事業実施主体になることが可能です。</p> <p>具体的には、次の要件を満たしていただく必要があります。</p> <p>① 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規定が定められていること。</p> <p>② 国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5人以上参加すること。</p>		
I -B-4 肥料製造を委託(外注)している者が	肥料製造事業者として事業実施主体になるには、当該事業者自身が肥料法に基づ		

問	答	備考
肥料製造事業者として事業実施主体となることはできるか。	<p>き登録を受けている者又は届出を行っている者である必要があります。</p> <p>このため、肥料製造を委託（外注）することにより、事業実施主体になろうとする者自身が肥料法に基づき登録を受けている者又は届出を行っている者に該当しない場合は、事業実施主体になることはできません。</p>	
I -B-5 大学や研究機関、普及組織等、事業実施主体の区分以外の者とコンソーシアムを組むことは可能か。	<p>農業者の組織する団体等・肥料製造事業者・肥料原料供給事業者のいずれかの要件を満たす者を含む構成員から成り、実施要領別紙1の別表1に掲げる要件を全て満たすコンソーシアムであれば、大学や研究機関、普及組織等を含んでいても、事業実施主体となることが可能です。</p> <p>ただし、コンソーシアムが取り組むことができる事業は、国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）のみとなりますので、御留意ください。また、大学や研究機関が加わる場合であっても、QA II -C-c1 のとおり、未だ確立されていない新たな技術の開発や、メカニズムの研究等の取組については補助対象外となりますので、御留意ください。</p>	
I -B-6 配合飼料を購入している畜産業を営む者が事業実施主体になる場合には、配合飼料価格安定制度の締結を継続することが要件とされているが、継続するか否かをどのように確認するのか。	<p>事業実施計画書において、令和7年度の配合飼料価格安定制度の数量契約書の写しを添付いただくことにより要件を満たしているか否かを確認します。</p> <p>なお、配合飼料を利用していない事業者、令和4年度から継続して未加入である事業者及び自給資料への転換等、契約を継続して締結しない合理的な理由がある事業者においては、その旨を記載した自己申告書（参考様式）を事業実施計画書に添付してください。</p> <p>（参考）配合飼料価格安定制度について（<u>&lt;クロスコンプライアンス&gt;参照</u>）  <a href="https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/1_siryo/haigou/index.html">https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/1_siryo/haigou/index.html</a></p>	R7.12 更新

問	答	備考
<b>【I-C.成果目標】</b>		
I-C-1 採択された後に成果目標を変更することは可能か。	<p>本事業では、審査基準（実施要領別紙1－7）に従い、事業実施計画書を評価・ポイント付けし、ポイントの上位の者から補助金交付候補者として選定することとしております。</p> <p>成果目標は、この審査項目の一つとなっていることから、採択後に成果目標値を下方修正することはできません。このため、事業実施計画書の作成に当たっては、実現可能性を十分に御検討の上、成果目標の設定をお願いします。</p>	
I-C-2 成果目標の設定に当たり、基準値（現状値）はどのように設定すべきか。	<p>基準値は、原則として令和6年度の値としてください。</p> <p>ただし、令和6年度の値が把握できない場合や、肥料利用者における輪作等により毎年の販売量や施用面積等が大きく異なる場合にあっては、その理由を付した上で、別の年度の値を用いることができるものとします。</p> <p>なお、国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）の成果目標である国内肥料資源由来肥料の施用面積の現状値は、以下の考え方方に沿って設定してください。</p> <p>(1) 肥料原料供給事業者</p> <p>①従前から供給している国内資源由来肥料原料の製造は継続しつつ、別の新たな国内資源由来肥料原料を供給することにより施用面積を増加させようとする場合</p> <p>現状値は、0 haとする。</p> <p>②①以外の方法により施用面積を増加させようとする場合</p> <p>（例：従前から供給している国内資源由来肥料原料の変更や供給量の増加等）</p> <p>現状値は、令和6年度に供給した当該原料を基に製造された肥料が、肥料製造</p>	R7.12 更新

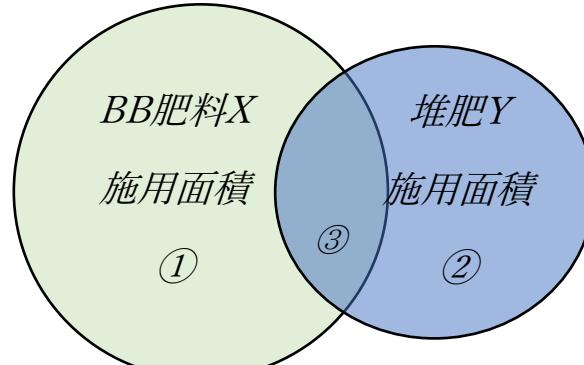
問	答	備考
	<p>事業者を通じて肥料利用者へ供給された量（※）と当該肥料の標準的な施用量から散布面積を算出する。</p> <p>(2) 肥料製造事業者</p> <p>① 従前から供給している国内資源由来肥料の製造は継続しつつ、別の新たな国内資源由来肥料を供給することにより施用面積を増加させようとする場合 現状値は、0 ha とする。</p> <p>② ①以外の方法により施用面積を増加させようとする場合 (例：従前から供給している国内資源由来肥料の変更や供給量の増加等) 現状値は、令和6年度において当該肥料が肥料利用者へ供給された量（※）と当該肥料の標準的な施用量から施用面積を算出する。</p> <p>(3) 肥料利用者</p> <p>① 海外からの輸入原料に依存した肥料からの代替となるほ場の場合 (例：化学肥料から堆肥やペレット堆肥への代替や、国内資源由来肥料から国内資源由来肥料への転換であって、従前に使用していた肥料より国内資源由来の肥料成分（窒素・りん酸・カリ）の割合が高い肥料への代替) 現状値は、0 ha とする。</p> <p>② 海外からの輸入原料に依存した肥料からの代替とならないほ場の場合 (例：バラの堆肥からペレット堆肥への代替等) 現状値は、海外からの輸入原料に依存した肥料からの代替とならないほ場の面積とする。</p> <p>また、国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）について、令和6年度時点で、</p>	

問	答	備考
	<p>販売はしていないものの、自家利用や無償譲渡をしている場合には、その分を国内肥料資源由来肥料の供給数量の現状値に含めることとします（バラの堆肥からペレット堆肥への代替等の取組を行う場合を除く）。</p> <p>（※） QA II-A-5 のとおり、本事業の趣旨を踏まえ、国内の農業者が使用することを前提とした供給量を把握してください。</p>	
I -C-3 成果目標に下限値はあるか。	<p>国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）については、成果目標の下限値を設けています。国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）については、成果目標の下限値は設けていませんが、現状値より増加している必要があります。</p> <p>なお、過年度に本事業において事業を実施した事業実施主体にあっては、過年度事業における成果目標を上回る目標としなければなりません。</p> <p>また、補助金交付候補者として選定されるためには、事業実施計画書に対する審査・ポイント付けにおいて、合計値が8点ポイント以上とする必要がありますので、御留意ください。</p>	
I -C-4 事業実施計画書の添付資料として、「成果目標の設定の根拠となる資料」を添付することとなっているが、具体的にどのような情報が必要か。	<p>「成果目標の設定の根拠となる資料」には、目標値の設定の考え方及び現状値の根拠を明示してください。整理すべき情報は、例えば以下のとおりです。</p> <p>なお、成果目標の増加量は審査項目の一つとなっているとともに、成果目標が過大に見積もられていて、適切に設定されているとは言えない場合には不採択となりますので、御留意ください。</p> <p>（1）国内資源由来肥料原料の供給数量（実施要領別紙1－1第5の（1）関係）</p>	

問	答	備考
	<p>① 整備しようとする施設等からの供給が可能な肥料原料の量及び現在の供給数量</p> <p>② 連携計画に掲げる肥料製造事業者からの注文見込量及び現在の注文量</p> <p>③ 上記①、②及び成果目標の整合性</p> <p>(2) 国内資源由来肥料の供給数量(実施要領別紙1－1第5の(1)関係)</p> <p>① 整備しようとする施設等から供給が可能な肥料の量及び現在の供給数量</p> <p>② 国内資源由来肥料の標準的な施肥量と、連携計画に掲げる肥料利用者が耕作する農地面積等を基に算出した注文見込量及び現在の注文量</p> <p>③ 上記①、②及び成果目標の整合性</p> <p>(3) 国内資源由来肥料の取扱数量(実施要領別紙1－1第5の(2)関係)</p> <p>① 整備しようとする施設等で取扱いが可能な肥料の量及び現在の取扱数量</p> <p>② 国内資源由来肥料の標準的な施肥量と、連携計画に掲げる肥料利用者が耕作する農地面積等を基に算出した利用見込量及び現在の利用量</p> <p>③ 上記①、②及び成果目標の整合性</p> <p>(4) 国内資源由来肥料の施用面積 (実施要領別紙1－2第5の1関係)</p> <p>① 連携計画に掲げる肥料利用者が耕作する農地面積</p> <p>② 栽培実証をする場合は、実証に供する農地面積</p> <p>③ 肥料散布機械を導入する場合は、同機械の作業能率や作業日数等を基に算出した散布可能な農地面積</p>	

問	答	備考							
	<p>④ 現在の施用面積        ⑤ 上記①から④及び成果目標の整合性</p> <p>(5)国内資源由来肥料の登録又は届出（実施要領別紙1－2第5の3関係）</p>								
I-C-5 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）の成果目標を設定する過程で、国内資源由来肥料の供給数量や取扱数量の増加量を重量ベースで算出するが、取組を通じて含水率が低下することで、製品重量が減少してしまう場合、増加量をどのように算出すればよいか。	<p>提供する肥料の高品質化等の取組を通じ含水率が低下することにより、製品重量が減少する場合、現状値と目標値を製品ベースの重量で比較では、供給数量や取扱数量の増加量を適切に算出できないことから、現状製品の含水率を目標製品の含水率に置換えることにより現状値を算出し、この値と目標値との差を増加量にできることとします。</p> <p>この場合、現状値と目標値を同じ条件で比較するための算出方法を「成果目標の設定の根拠となる資料」に明記してください。</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値（供給量又は取扱 数量ベース）(A)</th> <th>目標値（供給量又は取 扱数量ベース）(B)</th> <th>増加量（供給量又は取 扱数量ベース）(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(現状含水率 50%) 800 (目標含水率の時) 500</td> <td>ト ン</td> <td>(目標含水率 20%) 600 ト ン</td> <td>(目標含水率ベース) +100 ト ン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(現状製品が目標製品の含水率と同じだった場合の製品重量の算出方法)</p> <p>① 現状製品重量に占める乾物重量：<math>800\text{ トン} \times (1-50/100) = 400\text{ トン}</math></p> <p>② 目標製品の含水率：20%</p>	現状値（供給量又は取扱 数量ベース）(A)	目標値（供給量又は取 扱数量ベース）(B)	増加量（供給量又は取 扱数量ベース）(B-A)	(現状含水率 50%) 800 (目標含水率の時) 500	ト ン	(目標含水率 20%) 600 ト ン	(目標含水率ベース) +100 ト ン	
現状値（供給量又は取扱 数量ベース）(A)	目標値（供給量又は取 扱数量ベース）(B)	増加量（供給量又は取 扱数量ベース）(B-A)							
(現状含水率 50%) 800 (目標含水率の時) 500	ト ン	(目標含水率 20%) 600 ト ン	(目標含水率ベース) +100 ト ン						

問	答	備考												
	<p>③ 現状製品が目標製品の含水率と同じだった場合の製品重量：</p> $\textcircled{1} \div (1 - \textcircled{2}) = 400 \div (1 - 20/100) = 500 \text{ トン}$													
I-C-6 国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)の成果目標である「国内資源由来肥料の施用面積を増加」について、本事業に取り組んだ結果、栽培しようとする作物の生育に合わせ、施用面積を増加できなかった場合は、目標未達成となるか。	<p>実施要領別紙1-2の第6の7のとおり、試作や栽培実証等の結果、作物の生育に支障をきたす等、本事業において対象とする国内資源由来肥料を導入することが困難であることが判明した場合は、成果目標は未達成となります。この場合、評価報告書に代え、当該肥料の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、提出してください。</p>													
I-C-7 国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)の成果目標である「国内資源由来肥料の施用面積を増加」について、複数の肥料を対象に取り組もうとする場合であって、肥料の種類によって目標となる施用面積が異なる場合、施用面積の重複を除いて算出した実面積を成果目標とし、下表のように記載してください。	<p>複数の肥料を対象に取り組もうとする場合であって、肥料の種類によって目標となる施用面積が異なる場合、施用面積の重複を除いて算出した実面積を成果目標とし、下表のように記載してください。</p> <p>この場合、現状値も同様の方法で算出して記載するとともに、算出方法を「成果目標の設定の根拠となる資料」に明記してください。</p> <p>(記載例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状値 (A)</th> <th colspan="2">目標値 (B)</th> <th colspan="2">増加量 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BB 肥料 X・堆肥 Y 100</td> <td>ha</td> <td>BB 肥料 X・堆肥 Y 250</td> <td>Ha</td> <td>BB 肥料 X・堆肥 Y 150</td> <td>Ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(複数の肥料に取り組もうとする場合の成果目標の設定方法とイメージ)</p> <p>① BB 肥料 X の施用面積 : 200ha  ② 堆肥 Y の施用面積 : 100ha  ③ BB 肥料 X と堆肥 Y 重複面積 : 50ha</p>	現状値 (A)		目標値 (B)		増加量 (B-A)		BB 肥料 X・堆肥 Y 100	ha	BB 肥料 X・堆肥 Y 250	Ha	BB 肥料 X・堆肥 Y 150	Ha	
現状値 (A)		目標値 (B)		増加量 (B-A)										
BB 肥料 X・堆肥 Y 100	ha	BB 肥料 X・堆肥 Y 250	Ha	BB 肥料 X・堆肥 Y 150	Ha									

問	答	備考
	<p>④ 成果目標 : ①+②-③=200+100-50=250ha</p> 	
I-C-8 国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)を活用しようとする肥料原料供給事業者や肥料製造事業者が、「国内資源由来肥料の施用面積を増加」という成果目標を設定することは困難ではないか。	<p>国内肥料資源の利用拡大の取組を定着させるためには、最終ユーザーである肥料利用者において、持続的に国内資源由来肥料を利用可能な体制を整備することが必要であること、また、特に国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)の実施に当たっては、肥料利用者のニーズ等を踏まえ、必要な取組を実施していくことが不可欠と考えています。このため、肥料利用者のみならず、肥料原料供給事業者や肥料製造事業者においても、「国内資源由来肥料の施用面積を増加」を目標として設定いただくこととしております。</p> <p>当該目標については、想定する肥料の供給量や標準的な施用量等を勘案のうえ、連携計画において位置付けた肥料利用者における施用面積を成果目標として設定ください。</p> <p>なお、国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)のうち肥料の試作については、「国内資源由来肥料の施用面積を増加」ではなく、「肥料法に基づく登録又は届出」とい</p>	

問	答	備考
	う成果目標となっておりますのでご留意ください。	
I -C-9 栽培実証の結果、目標年度に使用する国内資源由来肥料を計画策定時に想定していた肥料から変更することは可能か。	<p>目標年度に使用することが見込まれる国内資源由来肥料については、あらかじめ事業実施計画書の第1の4「供給・利用する肥料」欄に全て記載し、これら肥料の栽培実証に取り組んでください。この場合、栽培実証の結果、最も作物に合う肥料によって成果目標を達成いただければ問題ありません。</p> <p>なお、複数の肥料を事業実施計画書に位置付ける場合は、QA I -C-7 も参考としてください。</p> <p>また、栽培実証の結果、事業実施計画書に位置付けた肥料銘柄が栽培する作物に適合せず、事業実施計画書に位置付けた肥料銘柄とは別の国内資源由来肥料で成果目標の達成を目指す場合、実施要領別紙1-2-1のとおり、供試肥料から成分構成比を大きく変更させず、過不足が生じた特定の有効成分のみを調整する程度の変更であれば、その肥料の散布面積を成果目標と見なすことができます。ただし、変更が可能となるのは事業完了年度以降であり、事業年度中の変更は認められません。変更の可否は、地方農政局等が状況を総合的に考慮し判断しますので、変更が判明した際は、速やかに栽培実証の結果と変更予定の国内資源由来肥料の原料や成分情報等を提出してください。</p>	

問	答	備考
I -C-10 肥料 A(国内資源由来 NPK=10%以上)、肥料 B(同 5%以上 10%未満)、肥料 C(同 3%以上 5%未満)の3種類を利用して栽培実証に取り組み、このうち2種類の肥料(A,B)についてのみ本事業を活用する場合、成果目標は A、B、C の施用面積の合計値でよいか。	<p>国内肥料資源活用総合推進支援(ソフト)の成果目標は、本事業を活用して利用拡大を図ろうとする国内資源由来肥料の施用面積を増加させることとしています。このため、栽培実証の場合であれば本事業により購入する肥料の施用面積を、機械導入の場合であれば本事業により導入する機械で散布等をする肥料の施用面積を成果目標としてください。(質問の例であれば、栽培実証のために本事業で購入する肥料Aと肥料Bの施用面積の合計値)</p> <p>なお、QA I -C-7 のとおり、肥料 A と肥料 B で施用面積が重複する場合は、肥料 A と肥料 B の施用面積の合計値から重複している面積を除いて成果目標の施用面積を算出してください。</p> <p>また、実施要領別紙1-7の第1の審査項目⑫についても、本事業を活用して利用拡大を図ろうとする国内資源由来肥料のうち、国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分の合計値が最も小さい値の肥料の値を用いてポイント付けをします。(質問の例であれば、肥料Bでポイント付け)</p>	
I -C-11 国内資源由来肥料の施用面積を拡大させる成果目標を設定する場合、肥料の散布回数による延べ面積とすべきか、それとも栽培の実面積とすべきか。	栽培する作物の種類や何作するかに関わらず、実際に国内資源由来肥料を施用する場所等の面積(実面積)の目標を設定してください。	

問	答	備考
I -C-12 国内資源由来肥料の施用面積を確認するため、どのような資料を保管しておくべきか。	<p>成果目標を達成していることを証明するため、また、適切な会計処理がなされていることを証明するために、成果目標の達成に必要となる量の国内資源由来肥料を購入し、実際に農地に散布したことを示す資料を保管しておく必要があります。</p> <p>国内資源由来肥料を購入したことを証明する資料として、購入した肥料の銘柄、購入数量、購入日、購入者、販売者」が明確に示されている納品書に類するもの、また、国内資源由来肥料を散布したことを証明する資料として、国内資源由来肥料を散布した圃場、散布作業をした年月日、散布した肥料銘柄、散布量を記録した農作業日誌などが挙げられます。</p>	R7.12 追加
I -C-13 評価年度に事業実施計画書に掲げた目標が達成されていない場合にあっては改善計画を提出することになっているが、改善計画は、目標が達成されるまで毎年提出する必要があるのか。	改善計画を提出した事業実施主体に対しては、翌年度に、再度評価報告書の提出を求め、成果目標の達成状況の再評価を行います。成果目標が達成されている場合、評価は終了となります。が、成果目標が達成されていない場合には、達成されるまでの間、改善計画の提出や再評価を行うことになります。	R7.12 追加
<b>【I -D 施肥マニュアル】</b>		
I -D-1 留意点として、「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に向けて取り組むこととする。」とあるが、これは必須事項か。	<p>事業を実施した成果として、全ての事業実施主体に対し、左記の取組を求めております。</p> <p>なお、施肥マニュアルの作成状況は、成果目標の目標年度の翌年度7月末日までに提出いただく評価報告書において確認します。</p>	

問	答	備考
I -D-2 「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアル」とは、具体的にどのようなものか。	国内資源由来肥料の成分や標準的な散布量、施肥に当たっての留意事項等を簡潔に記載した資料（肥料のPR資料、カタログ等）を施肥マニュアルとすることも可能です。（肥料利用者が当該資料を見て容易に当該肥料の特徴を把握でき、他の肥料と比較可能な資料を想定しています。）	
I -D-3 肥料原料供給事業者が「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアル」を作成することは困難ではないか。	肥料原料供給事業者においては、当該資料を単独で作成することが困難な場合には、連携計画に位置付けた肥料製造事業者と共同で作成することも可能とします。 この場合、肥料製造事業者と連携して、供給した原料を使って製造された肥料に関する施肥マニュアルにおいて、当該原料の特徴や原料供給者としての取組等を位置付けてください。	

問	答	備考
<b>Ⅱ 事業内容について</b>		
<b>【Ⅱ-A 共通事項】</b>		
Ⅱ-A-1 本事業で支援対象となる「国内資源由来肥料」とは具体的に何を指すのか。また、既存の製品ではなく、新しく作られた製品でなければならないか。	<p>本事業で支援対象とする国内資源由来肥料は、家畜排せつ物や下水汚泥資源、食品残渣、肉骨粉等の国内に存在する資源を原料とした肥料を指します。</p> <p>肥料全体に占める国内資源の割合については、特段定めていませんが、以下のいずれかに該当する必要があります。なお、既存の製品であっても支援対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 肥料法第4条に基づき登録されたもの（ただし、同条第4項に定める場合を除く。）</li> <li>② 肥料法第16条の2に基づき届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）</li> <li>③ 肥料法第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）</li> <li>④ 上記①～③のいずれかの登録又は届出がなされることが見込まれるもの（事業実施計画書において、肥料の登録又は届出に向けた具体的かつ妥当な道筋が示されている取組に限る。）</li> </ul>	
Ⅱ-A-2 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）は、必ずセットで事業実施計画書に位置付ける必要があるか。	必ずしもセットで取り組む必要はなく、どちらか一方のみを事業実施計画書に位置付けることも可能です。	

問	答	備考
II-A-3 家畜糞尿を利用した肥料利用の取組については、畜産環境対策総合支援事業と国内肥料資源活用施設総合整備支援等とで、どちらでも支援可能か。	<p>どちらであっても支援可能です。</p> <p>なお、両者では、事業実施主体の考え方や補助金の交付ルート、支援対象等が異なりますので、取組内容に応じて適した事業を御活用ください。</p>	
II-A-4 補助金の上限額はあるのか。	<p>次のとおり、1事業実施計画書当たりの補助上限額を設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）：20億円</li> <li>国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）：</li> </ul> <p>3千万円（機械導入費を除く。）</p> <p>ただし、試作に係る取組については、2百万円（機械の借上費を除く）</p>	
II-A-5 家庭菜園用や輸出用に国内肥料資源を利用した肥料を製造する場合は支援対象となるのか。	本事業の趣旨を踏まえ、国内の農業者が使用することを前提としたものが対象となります。	
II-A-6 肥料中に含まれる国内資源の割合に下限値はあるか。	国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）においては、肥料中に含まれる国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分量の合計が3%以上である必要があります。また、国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）においては、供給数量又は取扱数量の増加量に、国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分量を乗じた、肥料成分ベースの審査基準を設定しており、当該審査基準には下限値を設定しています。	R7.12 更新

問	答	備考
II-A-7 補助対象となる肥料成分や肥料形状に制限はあるか。	<p>制限はありません。</p> <p>なお、事業実施計画書の審査に当たっては、国内資源由来の窒素、りん酸及びカリの成分割合（国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）に限る。）並びに肥料の形状に応じて、事業実施計画書に対する審査基準において、ポイントを加算することとしています。</p>	
II-A-8 肥料原料供給事業者が本事業に取り組む場合、原料の全てが肥料化されるのではなく、一部は飼料等のその他の用途に仕向けられるような場合は補助対象となるか。	<p>本事業は、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めることを目的としているため、この目的以外で利用される原料部分は補助対象外となります。</p>	
II-A-9 肥料原料の運搬に必要な運搬車は補助対象となるか。	<p>他用途でも使用可能な汎用性のある機械等は補助対象外です。</p> <p>ただし、堆肥等に直接触れて運搬することにより、実質的に他の用途で使用することができない機械等であり、専ら国内資源の供給等に用いられるものについては、補助対象とします（国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）の場合、実施要領別紙1の別表2のとおり、施設等と一体的に整備する機械に限ります）。</p> <p>当該機械等を導入した際には、当該機械等にその用途（堆肥運搬専用等）を明記してください。</p>	R7.12 更新

問	答	備考
II-A-10 機械を導入する場合、国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）とのどちらで申請すればよいか。	<p>散布機の導入など組立や据付工事を伴わない場合には、国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）での申請をお願いします。</p> <p>組立や据付工事を伴う場合や施設整備と一体的に施設に必要な機械の導入を予定している場合には、国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）での申請をお願いします。</p>	
II-A-11 補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資以外から融資を受ける場合、どのような手続きをすればよいか。	<p>補助対象物件を担保に供し、国が行っている制度融資から融資を受ける場合、交付等要綱第25の4のとおり、交付決定通知をもって交付決定者の承認を受けたものとみなします。一方、国が行っている制度融資以外から融資を受ける場合、実績報告及び補助金の交付が完了した後に、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号）」第3条第1項の規定に基づき、財産処分承認申請書により地方農政局長等に申請し、承認を受ける必要があります。</p> <p>なお、国が行っている制度融資から融資を受ける場合も、国が行っている制度融資以外から融資を受ける場合も、別記様式第5-1号の事業実施計画書の第2の1の(4)又は第2の2の(3)にその内容（金融機関名、融資名、融資額、償還期間等）を記載し、事業申請を行ってください。</p>	

## 【II-B 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）】

問	答	備考
II-B-1 老朽化した施設や設備を単に更新する場合も補助対象となるか。	<p>実施要領別紙1の第6の5のとおり、既存施設や機械の代替として同種・同能力のものを再整備する取組は補助対象外としているため、老朽化した施設や設備の機能を原状回復するための補修のみは補助対象外となります。</p> <p>ただし、国内資源由来肥料の製造施設等の整備や補改修に伴い、既存施設や設備の撤去又は原状回復を行う場合は、補助対象となります。</p>	
II-B-2 ビニールハウスのような堆肥発酵施設において、ビニールの張替えのような補修は補助対象となるか。	<p>ビニールハウスのような簡易なものについては補助対象外の施設となりますが、鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行うものであり、原則として、施設等の整備後の耐用年数が5年以上のものについては補助対象となります。</p> <p>なお、本事業は機能向上を伴う施設・設備の整備に伴って行う既存施設の補修は補助対象となるものの、単なる補修のみの取組は補助対象外となります。</p>	
II-B-3 堆肥の自動袋詰め機やパレタイザーは、補助対象となるか。	国内資源由来肥料の供給量の拡大等の目標達成に必要な設備・機械であれば、補助対象となります。	
II-B-4 耕種農家が堆肥発酵施設を整備することは可能か。	耕種農家に対しては、国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備に対して支援を行うこととしております。堆肥発酵施設等の肥料の製造施設等の整備を行う場合には、実施要領別紙1の別表1の肥料製造事業者としての要件を満たす必要があります。	

問	答	備考
II-B-5 事業実施計画書に添付する収支計画は何年分提出する必要があるか。また、収支については、必ずプラスにする必要はあるか。	<p>収支計画の作成対象期間については、特段の定めはございませんが、成果目標の目標年度における収支計画の記載は必須となります。</p> <p>また、目標年度の収支がマイナスの計画に対して補助することは適当ではないと考えます。このため、目標年度の収支がプラスになるよう事業実施計画を御検討ください。</p> <p>なお、収入については、肥料や肥料原料を販売することにより得られる利益のみならず、肥料利用前に行ってきた廃棄処分に要する経費に相当する額についても収入に加えることができるものとします。</p>	
II-B-6 臭気・衛生対策のため、脱臭装置のみの整備は、補助対象となるか。	<p>本事業では、臭気・衛生対策のために脱臭装置のみを整備する場合も補助対象となります。</p> <p>ただし、当該装置の導入が国内資源の肥料利用の拡大にどのように寄与するのかが事業実施計画書の「事業の目的」等において明示され、また、国内資源由来肥料の利用拡大に向けた成果目標が適切に設定されるなど、成果目標の達成に必要な設備であることが分かるよう事業実施計画書の作成をお願いします。</p>	
II-B-7 バイオマス発電施設で生じる消化液を液肥として利用するために濃縮する設備は、補助対象となるか。	<p>本事業では、バイオマス発電に要する一連の施設（消化液の貯留槽を含む。）は、補助対象外となります。</p> <p>一方で、肥料利用者である耕種農家が使いやすい肥料を製造するための消化液の濃縮など、肥料として利用するために必要となる設備に限り補助対象となります。</p> <p>ただし、当該設備の導入が国内資源の肥料利用の拡大にどのように寄与するのかが「事業の目的」等において明示され、また、国内資源由来肥料の利用拡大に向けた成果目標が適切に設定されるなど、成果目標の達成に必要な取組であることが分かるよう事業実施計画書の作成をお願いします。</p>	

問	答	備考
II-B-8 複数年度に渡る事業実施計画書を提出する場合、事業費の計上は、単年度分を計上することになるのか。	<p>複数年度に渡る事業実施計画書を提出する場合には、総事業費等に加え、単年度（当該年度）の事業費等についても明記してください。</p> <p>なお、補助金交付予定者に決定し、交付決定された場合であっても、当該年度に係る補助金の交付決定であり、次年度以降の交付決定を保証するものではない点につき、御留意ください。</p>	
II-B-9 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設等を整備し、事業実施主体が貸借料を徴収する場合、貸借料設定の基準はあるか。	<p>原則として、次の算式により算出される額以内としてください。</p> $\text{年間の貸借料} = (\text{事業実施主体負担 (事業費 - 補助金)}) / \text{当該施設の耐用年数} + \text{年間管理費}$	

問	答	備考
II-B-10 事業実施期間が複数年に渡る事業を実施する場合、1年目に実施設計書の作成までを行い、2年目に施設等の整備を行うことは可能か。	<p>本事業では、総事業費が20億円を超え、かつ、工程上、単年度での事業完了が不可能である場合等に、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できるものとしていますが、次年度以降の交付決定を保証するものではありません。</p> <p>そのため、1年目に実施設計書の作成までを行い、2年目に予算措置がされなかつた等の理由から、施設整備に着手できない・行わないといった場合には本事業の目的に該当しないことから、1年目に実施設計書の作成までを行い、2年目に施設等の整備を行うという分割による計画は認めておりません。</p> <p>なお、しゅん功検査は年度毎に実施する必要があるため、1年目は建物、2年目は建物内に設置する設備や機械の導入といった工程を想定していることから、年度をまたぐ工事は実施できません（実施設計書の作成や工事の入札は2年分実施しても構いません）。また、2年目についても、所定の選定手続きや交付手続きを経た後で事業開始となりますので、ご留意ください。</p>	R7.12 更新

問	答	備考
II-B-11 施設等の整備又は補改修等に当たつては、実施要領別紙1－1の第6の8のウ及びエにおいて「環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するもの」「関連する環境法令を遵守すること」とあるが、具体的にどのように留意すべきか。また、同8のオにおいて、「周辺住民からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるもの」とあるが、地域住民との地域協定などは必須か。	<p>家畜ふんや下水汚泥など、国内で調達できる肥料原料については、悪臭等を伴うものが多く、その堆肥化・肥料化に際しては、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）等の法令の遵守のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）や各自治体が定める開発事業関連条例に則した手続きを経ているか等に留意する必要があります。それらについては、申請時に証拠書類として必ず添付する必要はありませんが、それらに遵守・適合していない場合には、採択されない、又は交付決定を取り消す場合があります。</p> <p>また、地域協定の締結は必須ではありませんが、周辺住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合には、申請が採択されない、又は交付決定を取り消す場合があります。</p>	R7.12 追加
<p><b>【II-C 国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）】(a : 機械導入関係、b : 栽培実証関係、c : 試作関係、d : その他)</b></p>		
II-C-a1 導入する機械等の金額に制限はあるか。	導入する機械等の金額に特段制限を設けておりませんが、設定する成果目標に照らして、機械等の能力・規模が適正である必要があります。	

II-C-a2 導入する機械等の能力・規模が適正であることは、どのように示せばよいのか。

#### 1. 導入しようとする機械等について

国内資源由来肥料の散布に必要な機械等を導入しようとする場合、当該機械等の能力・規模が適正か否かは、次の算式により「機械等の利用効率」を算出して示してください。

なお、肥料製造に必要な機械や分析機器等を導入しようとする場合には、下記の算式等を踏まえ、導入する機械の性質に応じた適切な方法により、導入する機械等の能力・規模が適正であることを示してください。

$$\text{機械等の利用効率}(\%) = \{\text{成果目標面積 (ha)} / \text{負担可能面積 (ha)}\} \times 100$$

用語	意味
成果目標面積	<p>実施要領別紙1－2の第5に基づき事業実施主体が設定する成果目標の目標年度における国内資源由来肥料の施用面積とします。</p> <p>ただし、中心的な取組主体が導入する場合にあっては、当該中心的な取組主体の取組に相当する施用面積とします。</p> <p>(例えば、事業実施主体の成果目標が100haであっても、機械等を導入する中心的な取組主体が取り組む面積が50haであれば、50haとします。)</p>

問	答	備考
	<p>負担可能面積</p> <p>導入する機械等が、作業適期内に作業することにより、国内資源由来肥料の施用が可能となる面積とし、次の算式により算出してください。</p> <p>負担可能面積(ha)</p> $= \text{機械等の作業能力}(ha/\text{時}) \times \text{作業可能時間}(\text{時}/\text{日}) \times \text{作業可能日数}(\text{日})$ <p>なお、機械等の作業能力 (ha/時) は、導入する機械等の特性を勘案しながら、合理的な算定方法を用いて、時間当たりの国内資源由来肥料の施用面積に換算してください。</p>	
	<p>「機械等の利用効率」は、大きすぎると成果目標に対して機械等の能力・規模が不足しているため、成果目標の達成が不可能(あるいは成果目標の設定が過大)となり、小さすぎると成果目標に対して過大な機械導入となります。いずれも事業費が適正に算定されていない計画は不採択となってしまうため、「機械等の利用効率」が概ね 100%となるような機械等を導入する計画としてください。</p> <p>2. 既に所有している同種の機械等について</p> <p>機械等の導入目的に活用可能であって、既に所有している同種の機械等（以下「所有機」という。）がある場合には、所有機のみでは成果目標が達成できないことを確認するため、①所有機のみによる「機械等の利用効率」が 100%を超えることを示す根拠又は②能力・規模が適正な所有機であっても、作業適期内に利用することができない合理的な根拠を示してください。</p>	

問	答	備考
	<p>(※) 参考資料として、機械能力・規模決定根拠の作成例（別途 HP 掲載）もご参考ください。</p>	

問	答	備考
II-C-a3 負担可能面積の算出に用いる機械等の作業能力 (ha/時) は、導入する機械等の特性を勘案しながら、合理的な算定方法を用いるとあるが、具体的にはどのように算出するのか。	<p>機械等の作業能力 (ha/時) は、機械等の種類に応じた特性を勘案しながら検討していく必要があります。</p> <p>例えば、肥料散布機の場合、1 時間あたりに何 ha 敷きできるかは、散布機の作業幅 (m) や散布機を稼働させる作業速度 (km/時) によって左右されるため、カタログ等に掲載されている能力を参考にした作業幅と、ほ場や作物等の条件、オペレーターの技術水準等を踏まえた標準的な作業速度を用い、理論的な作業能力を算出してください。</p> $\text{理論作業量 (ha/時)} = \text{作業幅 (m)} \times \text{作業速度 (km/時)} \div 10$ <p>その上で、ほ場内での機械の旋回や移動時間、肥料の補給時間等の実際に稼働していない時間を考慮するため、ほ場作業効率 (%) を乗じて、機械等の作業能力を算出してください。</p> $\text{機械等の作業能力 (ha/時)} = \text{理論作業量 (ha/時)} \times \text{ほ場作業効率 (%)}$ <p>また、肥料散布機以外の収集・運搬・加工・分析に係る機械等にあっても、当該機械等の導入によって想定される肥料の取扱量や標準的な施用量等を勘案のうえ、機械等の作業能力を時間当たり面積 (ha/時) に換算してください。</p> <p>(※) 参考資料として、機械能力・規模決定根拠の作成例（別途 HP 掲載）もご参照ください。</p>	

問	答	備考
II-C-a4 機械器具費において、中古品を購入することは可能か。	<p>中古品にあっては、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存期間が3年以上のものとします。</p> <p>なお、中古機械であっても、事業実施主体自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させることにより、事業費の低減に向けた取組をお願いします。</p>	
II-C-a5 個人の農業者が本事業により、国内肥料資源を利用した肥料の散布機を導入することは可能か。	<p>事業実施計画書において、中心的な取組主体（農業の常時従事者（原則年間150日以上）に限る。）として位置付けられた場合には、肥料の散布機等を導入することが可能です。</p>	
II-C-a6 肥料の散布機等を導入する場合、1事業実施主体当たり複数の農業者が機械を導入することは可能か。	<p>事業実施計画書に位置付けられた中心的な取組主体（農業の常時従事者（原則年間150日以上）に限る。）であれば、複数の農業者が機械を導入する場合であっても、予算の範囲内で支援可能です。</p> <p>ただし、実施要領別紙1-2-2のとおり、導入する機械の能力・規模が適正であること等を遵守しなければなりませんので、御留意ください。</p> <p>また事業実施計画書を精査した結果、減額しての採択となることはありますので、過大な機械導入とならないようご注意ください。</p>	

問	答	備考
II-C-a7 機械器具費において、本事業を実施するため直接必要な国内資源由来肥料の散布等に必要な機械の導入が対象となるが、ブロードキャスター等の肥料散布機械をけん引するトラクタも補助対象となるか。	<p>本事業は肥料散布機の導入を支援することとしていますので、肥料散布機械と一体的に導入するトラクタについては、散布に必要な機械器具費として補助対象となります。また、補助対象となるのは、肥料散布機械と一体的に導入する場合のトラクタ本体のみであり、トラクタに付随するその他の備品・オプション機能に係る経費は、国内資源由来肥料の効率的な散布に資するものを除き、補助対象とはなりません。</p>	R7.12 更新

問	答	備考
II-C-a8 肥料散布機とトラクタを導入した場合、当該トラクタを国内資源由来肥料の散布作業以外（ロータリーを付け耕耘作業等）に使用することは可能か。	<p>当該トラクタは、国内資源由来肥料の利用拡大を図ることを目的に導入された機械であることから、財産処分制限期間中は継続して国内資源由来肥料の散布作業に使用していただく必要があります。</p> <p>一方、国内資源由来肥料の散布作業に影響を及ぼさない範囲に限って、当該トラクタを国内資源由来肥料の散布以外の用途へ使用することも可能とします。</p> <p>ただし、この場合、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号）第 3 条第 1 項に基づき、財産処分承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。（1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械が対象となります。）</p> <p>なお、同承認基準の別表 1 の処分区分欄の「目的外使用」のうち「補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合」のとおり、上記の承認に当たっては、国内資源由来肥料の散布作業に支障を及ぼさない範囲内で、トラクタの休遊期間（国内資源由来肥料の散布を行わない期間）内に一時使用する場合にあっては国庫納付を要しませんが、国内資源由来肥料の散布作業に支障を及ぼしたり、散布作業へのトラクタの使用を中止したりする場合等にあっては国庫納付を要しますのでご注意ください。</p> <p>（参考）補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号）  <a href="https://www.maff.go.jp/j/aid/riyo_syobun/">https://www.maff.go.jp/j/aid/riyo_syobun/</a></p>	

問	答	備考
II-C-a9 施肥田植え機を導入する場合は補助対象となるか。	<p>実施要領別紙1の第6(12)のとおり、本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費は補助対象外しております。田植え機は、本事業に要する経費ではないため、田植え機と施肥機が一体となっている機械は、原則として補助対象外です。</p> <p>ただし、一般競争入札または複数見積り結果において、いずれの事業者からも田植え機部分と施肥機部分の内訳が明記されており比較可能な場合にあっては、施肥機部分のみに係る経費を補助対象とすることは可能です。</p> <p>なお、ここで言う施肥機部分の内訳として計上できる経費は、①施肥機部分の製造原価と②施肥機部分の販売費及び一般管理費との合計額までとなります。</p> <p>また、②施肥機部分の販売費及び一般管理費については、施肥田植え機全体の販売費及び一般管理費に対し、施肥田植え機の製造原価に占める施肥機部分の製造原価の割合を乗じて算出することとします。</p>	
II-C-a10 機械器具費において、トラックの荷台に肥料散布装置が架装された専用の運搬・散布車は導入可能か。	<p>トラックと肥料散布装置を切り離すことができず、専ら国内資源の供給に利用する場合には、補助対象となります。一方で、トラックと肥料散布装置を容易に切り離すことができる場合は、トラックは本事業以外に使用可能な汎用性が高いものと見なせるため、補助対象外となります。</p> <p>ただし、トラックと肥料散布装置を容易に切り離すことができる場合にあっても、切り離されたトラックを堆肥等の運搬に供することにより、実質的に他の用途で使用することができない機械であり、専ら国内資源の供給等に用いられるものについては、当該トラックは補助対象となります。この場合、当該トラックにその用途（堆肥運搬専用等）を明記してください。</p>	

問	答	備考
II-C-a11 補助対象となる土壤分析や、導入できる土壤分析機器とは、どのようなものか。	<p>本事業の補助対象となるのは、原則、事業実施計画書の第1の4に位置付ける国内資源由来肥料の利用拡大に資する取組であるため、実施しようとする土壤分析や、導入しようとする土壤分析機器で測定できる分析項目が、事業実施計画書に位置付けた国内資源由来肥料の利用拡大にどう関与するのか、必要性を説明できるものに限られます。</p> <p>このため、申請時には事業実施計画書の第1の1(事業の目的欄)や事業実施計画書別紙6(具体的な取組内容欄)を用いて、必要性が分かるように記載してください(例えば、「肥料○○を利用するためには、…といった理由から、土壤中の△△を考慮した施肥設計が必要となるため、△△を分析可能な□□の導入が必要」等)。</p> <p>なお、必要性が説明できない分析項目は、実施要領別紙1の第6(14)に基づき補助対象外と見なされますが、外注先の土壤分析サービスがパッケージ化されていたり、導入する土壤分析機器で複数の分析項目が測定可能であったりすることによって、事業実施計画書に位置付けた国内資源由来肥料の利用拡大とは直接関係のない分析項目も含めて同額で測定可能な場合には、この限りではありません。</p> <p>また、土壤分析機器の導入にあっても、QA II-C-a2 及び a-3 のとおり、機器の能力・規模が適正であること(機械等の利用効率が概ね 100%)を示す必要があります。</p> <p>加えて、QA II-C-a8 のとおり、導入した土壤分析機器の財産処分制限期間中に、本事業の目的である国内資源由来肥料の利用拡大に向けた分析作業に影響を及ぼさない範囲に限って、他の分析作業へ使用することも可能ですが、この場合、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成 20 年5月 23 日 20 経第 385 号)に基づき、適切に対応してください。</p> <p>(参考) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について (平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号)  <a href="https://www.maff.go.jp/j/aid/riyo_syobun/">https://www.maff.go.jp/j/aid/riyo_syobun/</a></p>	

問	答	備考
II-C-b1 栽培実証の取組とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	<p>栽培実証は、これまで使ってきた肥料と新しい国内資源由来肥料の肥培効果又は散布効率の違いを、実際に農家が栽培することによって確認してもらうことを想定しています。</p> <p>なお、栽培実証の結果は、事業完了後に提出する実績報告書に添付する必要があるため、農家に対するアンケート等で確認してください。</p>	
II-C-b2 栽培実証に取り組む場合、何をもって補助事業の完了となるか。	栽培実証は、これまで使ってきた肥料と新たに導入しようとする国内資源由来肥料の肥培効果又は散布効率の違いを、実際に栽培することによって確認してもらう取組です。栽培実証の結果を取りまとめたことをもって事業の完了とし、事業完了後に提出する実績報告書には、その結果を添付いただくこととしています。	
II-C-b3 栽培実証のうち肥培効果の検証の一環として、作物の収穫後に土壤分析と作物体の分析を行う場合、補助対象となるか。	<p>肥培効果の検証の一環として行う土壤分析や作物体の分析に係る経費は、事業実施期間中に分析結果まで明らかになる取組であれば、補助対象となります。</p> <p>ただし、事業着手前に栽培実証を開始した場合は、補助対象外となります。</p> <p>また、肥培効果の検証の一環として、作物の収穫後に土壤分析や作物体の分析を行う場合は、事業実施期間中に分析結果まで明らかにする必要があります。</p>	

問	答	備考
II-C-b4 資材購入費等の栽培実証にかかる経費において、以前から使用している国内資源由来肥料にかかる経費も補助対象となるか。	<p>本事業は、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進める目的としているため、以前から使用している国内資源由来肥料に係る経費は補助対象とはなりません。</p> <p>なお、本事業で言う国内資源由来肥料とは、II-A-1 のとおりです。</p>	
II-C-b5 新たに導入する国内資源由来肥料の栽培実証を行うため、実証は場で利用する化学肥料の購入費は補助対象となるか。	<p>実証は場で利用する肥料であっても、海外からの輸入原料に依存した肥料の購入費は補助対象としません（ただし、指定混合肥料のような国内資源由来肥料が混合された資材を除く。）。</p>	
II-C-b6 栽培実証に取り組みますが、交付決定日以前から資材の調達をしなければ取組に間に合わない場合、補助対象となるか。	<p>実施要領別紙1－2の第3の3のとおり、資材購入費に限って、交付決定日以前であっても、本事業の予算成立日（令和7年12月16日）以降に購入した資材であれば、補助対象とすることができます。</p> <p>なお、この場合の購入行為は、対象とする資材を発注した日付となります。（例えば、令和8年4月に交付決定を受けた計画であっても、予算成立日以降に発注をしたことが確認できる国内資源由来肥料は補助対象となります。）</p> <p>ただし、本事業の補助対象経費は、他の事業等の会計と明確に区分し、金額が確認できる証拠書類を整理する必要があるため、本事業を実施する上で必要と認められない経費や、本事業の実施に要したものとして証明できない経費は補助対象外となります。</p>	R7.12 更新

問	答	備考
II-C-b7 商習慣上、栽培実証のために購入した肥料の支払が事業実施期間後になる場合、実績報告時に領収書が提出できないが、補助対象となるか。	<p>補助事業では、事業実施期間内に完了した取組に係る経費が補助対象となります。</p> <p>このため、栽培実証のために購入した肥料の支払が商習慣上遅くなり、事業実施期間後になる場合であっても、事業実施期間内に栽培実証の取組そのものが完了していれば、実績報告時に領収書を提出できなくても問題ありませんが、経費が生じたことを証明する書類（納品書と請求書の写し）を提出してください。</p>	
II-C-b8 栽培実証において補助対象となる国内資源由来肥料の量に上限はあるのか。	<p>本事業は、海外からの輸入原料に依存した肥料から転換を図る取組を支援しているため、栽培実証において補助対象となる国内資源由来肥料は、栽培実証を行う場において基準年（令和6年度）に散布していた海外からの輸入原料に依存した肥料の成分（窒素、りん酸、カリ）の代替となる量を上限とします。</p> <p><b>【栽培実証において、補助対象となる国内資源由来肥料のイメージ図】</b></p>	R7.12 更新

問	答	備考
II-C-b9 栽培実証において補助対象となる国内資源由来肥料の上限量はどのように算出すればよいのか。	<p>II-C-b8 のとおり、補助対象となる国内資源由来肥料の上限量は、基準年（令和6年度）に散布していた海外からの輸入原料に依存した肥料成分の代替となる国内資源由来肥料の量としています。</p> <p>このため、①基準年に使用していた海外からの輸入原料に依存した肥料の成分と②栽培実証において使用する海外からの輸入原料に依存した肥料の成分の差を求ることによって、③国内資源由来肥料へ代替する肥料成分の量を算出してください。</p> <p>そのうえで、④栽培実証で用いる国内資源由来肥料の肥料成分を基に、補助対象となる国内資源由来肥料の上限量を算出してください。</p> <p>ただし、堆肥等の有機質肥料は、肥料中の養分が作物に吸収されにくい形で存在していることが多く、徐々に作物に吸収されやすい形に変化し養分が吸収されます。有機質肥料の場合は、化学肥料とは異なる養分吸収特性を示すため、肥効率（化学肥料由来の養分の利用率を100%とした時の有機質由来の養分利用率）を考慮して国内資源由来肥料の上限量を算出してください。</p> <p>また、ここで算出する上限量は、あくまで補助対象となる上限量を決定するものですので、実際に栽培実証で散布する国内資源由来肥料の量は、補助の有無に関わらず、圃場の状態や気象条件等を考慮し、適切な量を散布してください。</p> <p>(※) 参考資料として、栽培実証において補助対象となる国内資源由来肥料の上限量算出表の作成例（別途HP掲載）もご参照ください。</p>	R7.12 更新

問	答			備考																								
II-C-b10 栽培実証において、国内資源由来肥料の上限量を算出する際、従前に使用していた肥料に海外からの輸入原料と国内資源の両方が使用されていた場合は、どうなるのか。	<p>本事業では、海外からの輸入原料に依存した肥料（化石燃料を原料とした化学肥料を含む。）から、国内資源由来肥料への転換を目的としているため、基準年に使用していた肥料よりも国内資源由来の肥料成分（窒素・リン酸・カリ）の割合が高い肥料に転換するための栽培実証については、国内資源由来の肥料成分が増加していることを定量的に説明できる場合に限り、補助対象とすることは可能とします。</p> <p>＜参考＞具体例（青字が国内資源由来肥料、赤字が輸入原料に依存した肥料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例</th><th>基準年に使用した代替前肥料 (輸入原料：国内資源原料)</th><th>事業年に使用する代替後肥料 (輸入原料：国内資源原料)</th><th>補助可否</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>化成肥料A (100 : <u>0</u>)</td><td>菌体リン酸肥料B (0 : <u>100</u>)</td><td>可</td></tr> <tr> <td>2</td><td>有機質肥料C (100 : <u>0</u>)</td><td>混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u>)</td><td>可</td></tr> <tr> <td>3</td><td>混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u>)</td><td>指定混合肥料E (60 : <u>40</u>)</td><td>可</td></tr> <tr> <td>4</td><td>混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u>)</td><td>指定混合肥料F (80 : <u>20</u>)</td><td>不可</td></tr> <tr> <td>5</td><td>堆肥G (0 : <u>100</u>)</td><td>混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u>)</td><td>不可</td></tr> </tbody> </table> <p>※上の表は、補助対象の可否別に代替の具体例を示したものであり、補助対象となる肥料の量については、II-C-b8 を参照してください。</p>	例	基準年に使用した代替前肥料 (輸入原料：国内資源原料)	事業年に使用する代替後肥料 (輸入原料：国内資源原料)	補助可否	1	化成肥料A (100 : <u>0</u> )	菌体リン酸肥料B (0 : <u>100</u> )	可	2	有機質肥料C (100 : <u>0</u> )	混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u> )	可	3	混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u> )	指定混合肥料E (60 : <u>40</u> )	可	4	混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u> )	指定混合肥料F (80 : <u>20</u> )	不可	5	堆肥G (0 : <u>100</u> )	混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u> )	不可			
例	基準年に使用した代替前肥料 (輸入原料：国内資源原料)	事業年に使用する代替後肥料 (輸入原料：国内資源原料)	補助可否																									
1	化成肥料A (100 : <u>0</u> )	菌体リン酸肥料B (0 : <u>100</u> )	可																									
2	有機質肥料C (100 : <u>0</u> )	混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u> )	可																									
3	混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u> )	指定混合肥料E (60 : <u>40</u> )	可																									
4	混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u> )	指定混合肥料F (80 : <u>20</u> )	不可																									
5	堆肥G (0 : <u>100</u> )	混合堆肥複合肥料D (80 : <u>20</u> )	不可																									

問	答	備考
II-C-b11 新規就農や規模拡大によって、栽培実証をするほ場において、基準年に営農をしていなかった場合には、補助対象となる国内資源由来肥料の量の上限はどのように算出すればよいか。	<p>新規就農や規模拡大によって、基準年に営農をしていなかったほ場において新たに営農を開始し、国内資源由来肥料による栽培実証をしようとする場合には、基準年には海外からの輸入原料に依存した肥料のみを使用していたものと見なし、栽培実証に供する量の全てが補助対象となります。</p> <p>ただし、過剰施肥にならないよう、土壤分析等によって土壤の状態を把握したうえで、適正な施肥を行ってください。</p> <p>なお、輪作等によりほ場の耕作者が輪番で変わっている場合には、栽培実証をするほ場において、基準年には営農をしていなかったとしても、そのほ場で新たに営農を開始したことにはならないため、実証を行うほ場において営農を行った直近の年を基準年とし、QA II-C-b9 の方法により国内資源由来肥料の上限量を算出してください。</p>	
II-C-b12 栽培実証をするほ場において、基準年に営農をしていたものの、これまで肥料を使用していなかった場合、本事業における栽培実証に取り組むことはできるか。	海外からの輸入原料に依存している肥料から国内資源由来肥料への転換を促すことを本事業の目的としているため、これまで肥料を使用していなかった場合は、補助対象外です。	

問	答	備考
II-C-b13 前年度に引き続き、同じ国内資源由来肥料を使い、同じは場、同じ作物において栽培実証の取組を計画しているが、申請することは可能か。	<p>堆肥等の有機質資材の場合、肥効率が化学肥料とは異なることから、肥培効果を複数年に渡って検証する場合も想定されるため、同じ国内資源由来肥料を使い、同じは場、同じ作物において栽培実証をする場合であっても、申請可能です。</p> <p>ただし、事業実施計画書の「事業の目的」欄において、当該年度の取組の内容（前年度に引き続き実施する必要性等）を明記いただくとともに、前年度設定した成果目標値を上回る目標を設定していただく必要があります。</p> <p>なお、事業実施計画書の審査項目の一つとして、「取組の新規性」を設けており、前年度に引き続き申請する場合は、当該項目に該当しないことになりますので、御留意ください。</p>	
II-C-b14 過年度事業の栽培実証により国内資源由来肥料を散布したは場において、過年度事業で対象としていなかった国内資源由来肥料を本年度事業の栽培実証により散布することは可能か。	<p>本事業では、事業実施年度の翌々年度を目標年度として、成果目標を達成するために必要となる取組に係る経費を補助しています。</p> <p>このため、過年度事業の栽培実証により国内資源由来肥料を散布したは場においては、成果目標の達成に向けて、過年度事業の対象肥料を継続して散布することが当然であるため、過年度事業で対象としていなかった国内資源由来肥料を本年度事業の栽培実証により散布しようとする事業実施計画は妥当であるとは認められません。</p> <p>ただし、例えば、過年度事業では元肥として国内資源由来肥料の栽培実証をしており、本年度以降も同肥料を元肥として継続して散布しながら、本年度事業では追肥として新たな国内資源由来肥料の栽培実証をする等、過年度事業の対象肥料を継続して散布しつつ、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるための新たな取組をする場合には可能です。</p>	

問	答	備考
II-C-b15 1～3月に施肥を行うような場合、事業実施期間中に収穫をすることができないが、栽培実証の対象となるか。	<p>II-C-b1 のとおり、栽培実証は、これまで使ってきた肥料と新しい国内資源由来肥料の肥培効果又は散布効率の違いを、実際に農家が栽培することによって確認するものですが、施肥をする年度（事業実施年度）と収穫する年度（事業実施年度の翌年度）が異なる場合、事業実施年度中に肥料の散布効率の違いを確認する取組が完了可能なものを補助対象とし、肥培効果を確認する取組は補助の対象外としてきました。</p> <p>しかし、この措置によって、収穫時期が事業実施年度の翌年度になる農作物を栽培する肥料利用者が、国内資源由来肥料の肥培効果を確認する機会を得られない事態が生じていました。</p> <p>そこで、令和7年度補正事業から事業実施年度の翌年度に農作物を収穫する場合であっても肥培効果を確認する取組も補助の対象にしました。</p> <p>ただし、事業実施年度の翌年度に発生する経費（農作物の成分分析等に必要となる経費など）については、補助の対象外となりますので、ご注意ください。</p> <p>なお、都道府県協議会経由の事業申請の場合は、事業実施主体から都道府県協議会へ実績報告がなされた後、都道府県協議会から事業実施主体への補助金の交付を年度内に完了する必要があります。このため、都道府県協議会への実績報告書の提出時期までには、栽培実証の結果を取りまとめ、実績報告書にその結果を添付する必要がありますので、現実的に事業実施が可能な期間はいつまでになるのか、都道府県協議会に御相談ください。</p>	R7.12 更新

問	答	備考
II-C-b16 従前から肥料の散布は地域の代行業者に依頼しているが、栽培実証の一環で行う国内資源由来肥料の散布を代行業者に依頼した場合、その費用は補助対象となるのか。	経済合理性から、肥料利用者が肥料の散布を代行業者に依頼している事例がみられます、そのような肥料利用者が、栽培実証で施用する国内資源由来肥料の散布を代行業者に依頼する場合に必要となる費用は補助の対象になります。	R7.12 追加
II-C-c1 「試作」とは、どのような取組が補助対象となるのか。	本事業で補助対象としている「国内資源由来肥料の試作」は、 ①既存の肥料(肥料法に基づき登録又は届出がなされている肥料)の配合割合の検討 ②国内資源由来肥料の形状の検討 ③肥料原料の粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工の検討等にかかる取組を言います。 未だ確立されていない新たな技術の開発や、メカニズムの研究等の取組については補助対象外となります。	
II-C-c2 肥料の試作に取り組む場合、開発後の登録又は届出に時間をして、事業実施年度内に販売開始できなくてもよいか。	肥料の試作により開発した製品は、事業実施年度内に販売開始できなくても問題はありません。 一方、成果目標としては、目標年度である事業実施年度の翌々年度までには、肥料法に基づく登録又は届出が必要となります。	

問	答	備考
II-C-d1 農協が事業実施主体となり、組合員である農業者を中心的な取組主体に位置付けた場合、農業者が当該農協から農業機械や肥料を購入する経費は補助対象となるか。	<p>本事業では、事業実施計画に中心的な取組主体を位置づけた場合、同取組主体による実証等の取組に係る資材購入費、燃料費及び役務費並びに機械器具費についても補助対象としています。</p> <p>肥料の購入に当たって、農業者の購入価格には、事業実施主体である農協の製造又は仕入れ価格に加えて販売に係る労務等に応じた費用が含まれることとなります、農業者が農協から肥料を購入する行為は、自社製品の調達を行う行為には当たらないため、本事業では中心的な取組主体が負担する経費（事業実施主体による販売価格）を補助対象とできます。</p> <p>ただし、対象資材の試作費や、事業実施主体である農協の販売に係る労務等に対する補助金を受給しながら、農業者の購入価格に対する補助金を受給することは、補助金の重複受給に当たることから、重複が生じないよう注意してください。また、農業者の購入価格に対して補助する場合にあっては、事業実施主体である農協の利益を著しく積み増しすることは不適当であるため、適正な価格で販売してください。</p> <p>なお、機械器具費として農業機械の導入、リース導入を行う場合に当たっては、事業実施計画書の作成段階において、複数の業者（原則2者以上）からの見積もり提出が必要となるとともに、交付決定後の機械等の調達先の選定段階において、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させが必要となります。一般競争入札又は見積もり合わせの際、事業実施主体である農協及び関連会社以外の者を含む2者以上が参加した結果、当該農協が落札した場合にあっては、補助対象とすることが可能です。</p>	

問	答	備考
II-C-d2 分析業務等、事業内容の一部を外部に委託する場合、制限はあるか。	<p>事業内容の委託については、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとしています。事業実施計画書に添付する事業費積算内訳書において、委託先の事業者名、委託業務の内容、委託率（補助金合計額に占める委託費の割合）を明記してください。</p> <p>なお、事業費に占める委託費の割合について、あくまでも事業の一部を他の者に委託するために必要な経費のため、事業の全部を委託することはできません。</p>	
II-C-d3 賃金等において、肥料製造にかかる人件費を支援対象とできるか。	<p>本事業では、肥料製造にかかる賃金等は補助対象になりません。</p> <p>なお、国内資源由来肥料の試作に係る実働に応じた賃金等は補助対象となります。</p>	
II-C-d4 取組拡大のための情報発信の取組とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	<p>取組拡大のための情報発信の取組とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 栽培実証による国内資源由来肥料の肥培効果や散布効率、成分分析による安全性等を肥料利用者である耕種農家へ情報発信すること</li> <li>② 肥料製造事業者が使いやすい肥料原料の性状や加工方法等を肥料原料供給事業者へ情報発信すること</li> <li>③ 国内資源由来肥料を使用した生産物の安全性や資源循環による環境負荷低減効果を消費者に情報発信すること</li> </ol> <p>を想定しています。</p>	

問	答	備考
II-C-d5 国内資源由来肥料若しくはその原料の成分分析、原料の収集又は国内資源由来肥料の運搬等の実証とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	<p>本取組は、①国内資源由来肥料に関する事業の立ち上げ、②すでに事業化されている国内資源由来肥料に関する事業の効率化、の一環として実施されるものを想定しています。</p> <p>国内資源由来肥料の成分分析につきましては、すでに肥料法に基づく登録又は届出がされているものは、基本的には補助の対象外になりますが、なんらかの取組によって成分の変動が想定される場合において、成分の変動を確認する目的で実施されるものは補助の対象になります。</p> <p>また、原料の収集又は国内資源由来肥料の運搬等の実証につきましては、事業の効率化に資する取組を想定しています。</p> <p>想定している取組の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①肥料配送業務の省力化や自動化</li> <li>②デジタル技術を活用した共同配送や帰り荷確保による流通効率化</li> <li>③モーダルシフト（トラック等の自動車で行われている貨物輸送を、環境負荷の小さい鉄道や船舶による貨物輸送に転換すること）の実施による配送手段の確保</li> </ul> <p>などが挙げられます。</p>	R7.12 追加

### III 申請手続について

#### 【III-A 事業実施主体の申請手続】

問	答	備考
III-A-1 事業の申請先はどこか。	<p>肥料原料供給事業者・肥料製造事業者と肥料利用者（農業者の組織する団体等）とで、次のとおり申請先が異なりますので御注意ください。</p> <p>（肥料原料供給事業者・肥料製造事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携計画（実施要領別紙1の別記様式第13号）に位置付けられた取組範囲が都道府県域を超えない場合には都道府県協議会に申請。</li> <li>連携計画（実施要領別紙1の別記様式第13号）に位置付けられた取組範囲が都道府県域を超える場合には、都道府県協議会又は地方農政局等に申請。</li> </ul> <p>（肥料利用者（農業者の組織する団体等））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施場所が都道府県域を超えない場合には都道府県協議会に申請。</li> <li>事業の実施場所が都道府県域を超える場合には、都道府県協議会又は地方農政局等に申請。</li> </ul>	R7.12 更新
III-A-2 事業実施主体の本拠地と本事業の実施場所が異なる都道府県にある場合は、どちらの都道府県協議会に申請すればよいか。	事業実施主体の本拠地と本事業の実施場所が異なる都道府県にある場合は、事業実施主体による補助事業の実施場所がある都道府県協議会に申請をしてください。	
III-A-3 事業実施計画書の提出期限までに都道府県協議会の承認手続が終了していない場合は、申請できないか。	都道府県協議会の承認手続が終了していない場合は、都道府県協議会の必須構成員である都道府県から事業実施計画書を提出することも可能とします。この場合、都道府県におかれでは、承認手続完了後、速やかに都道府県協議会から改めて事業実施計画書の提出をお願いします。	

問	答	備考
III-A-4 公募手続に従い農政局等へ提出する場合と、都道府県協議会に提出する場合とで採択基準は異なるのか。	都道府県協議会に提出された事業実施計画書に対しても、実施要領に定める審査基準に従い同じタイミングで審査を行います。提出ルートの違いにより採択基準や採択のタイミングが異なることはありません。	
III-A-5 第1次募集においては、令和7年度内に事業完了する計画を対象にしているが、令和8年度に実施しようとする取組は申請できないのか。	第1次募集は、令和7年度内に事業完了する計画を対象にします。令和8年度に実施しようとする取組については、第2次以降の募集での申請を御検討ください。	R7.12 更新
III-A-6 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）を同時に申請することは可能か。	<p>国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）を同時に申請することは可能です。例えば、</p> <p>① 肥料製造事業者が、国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）による肥料の製造施設の整備と併せて、国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）による肥料原料の分析に必要な機械の導入、肥料の利用拡大に必要な栽培実証の実施</p> <p>② 肥料利用者が、国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）による肥料の流通保管施設の整備と併せて、国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）による肥料の散布に必要な機械の導入や栽培実証の実施</p> <p>等に取り組まれる場合が想定されます。</p> <p>なお、国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）を同時に申請する場合にあっても、事業実施計画書は実施要領別紙1別記様式第5-1号でまとめて申請可能です。</p>	

### 【III-B 都道府県協議会】

問	答	備考
III-B-1 都道府県協議会に求められる役割は何か。	<p>都道府県協議会には、県内における国内資源活用の推進・調整、事業実施計画書の内容確認、事業実施主体への補助金の交付・進捗状況把握、施設整備完了後の検査等をお願いすることとしております。</p> <p>また、補助金の交付等に係る事務のみならず、都道府県協議会独自の取組として、施肥基準の見直しに向けた調査、関係事業者間の連携づくりや生産現場への普及啓発の取組等を実施いただくことも可能ですので、御検討ください。</p>	
III-B-2 既存の協議会を本事業でも活用し、規約等や業務方法書の変更も必要がない場合、承認手続は必要か。	<p>本事業に係る業務方法書について、地方農政局長等の承認を受けていない場合は、既存の協議会を活用する場合であっても承認申請をお願いします。</p> <p>なお、過去に地方農政局長等の承認を得ており、内容に変更がない場合には、事業実施計画書の提出と併せて関係資料を提出いただくことにより、承認手続を省略することが可能です。</p>	
III-B-3 事業実施主体への補助金の交付等に係る事務に伴い発生する経費（振込手数料や現地確認に要する旅費等）について、補助を受けることは可能か。	<p>国内肥料資源活用推進事業では、事業実施主体に対する補助金の交付等に係る事務に要する経費を定額で支援することとしております。</p> <p>当該事業においては、事業費の上限額や下限額は設けていませんので、事業実施計画書（別記様式第5-2号）において、必要な経費を計上いただき、募集期限までに提出してください。</p> <p>（事業実施主体からの申請を受け付けた場合には、必要な経費の有無について必ず御確認いただき、忘れずに事業実施計画書の提出をお願いします。）</p>	

問	答	備考
<b>IV 採択・審査基準について</b>		
IV-1 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）とでセットで事業実施計画書に位置付けた方が採択されやすくなるか。	<p>ハードとソフトとでセットで取り組んだ方が採択されやすいということはありません。</p> <p>実施要領別紙1－7の審査基準に基づき各事業実施計画書をポイント付けし、ポイントの高い順に採択することになります。（セットで取り組んだ方が、ポイントが高く付くという審査基準になっておりません。）</p>	
IV-2 複数の目標を設定した方が、採択されやすくなるか。	ハードとソフトをセットで取り組む場合、それぞれをポイント付けした上で、ハードとソフトで別々に審査を行いますので、複数の目標を設定した方が採用されやすいということはありません。	
IV-3 取組の広域性について、広域流通に適した肥料の形態による取組とは、具体的にどのような取組を想定しているのか。	<p>ペレット化された肥料や堆肥等を粒状化し他の肥料と混合させた肥料など、広域的に流通可能な形態での取組を想定しています。</p> <p>なお、取組の一部のみが広域的に流通可能な形態での取組の場合は、ポイント加算の対象になりませんので、御留意ください。</p>	
IV-4 肥料の中に国内資源以外の原料が使われているため、成分分析をしても肥料中に含まれる国内資源由来のみの窒素、りん酸、加里の成分量を算出できない場合は、どうすればよいか。	<p>国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分量の合計割合が一定以上のものに限り、事業実施計画書の審査においてポイント加算することとしております。</p> <p>事業の対象とする国内資源由来肥料の中に国内資源由来以外の原料も含まれる場合は、原料として使用する国内資源の種類毎に、国内資源に含まれる肥料成分を求め、肥料に使用される国内資源の割合を乗じて合算するなど、合理的な方法で算出いただくとともに、算出過程を示した資料を事業実施計画書に添付してください。</p>	

問	答	備考																																																				
	<p>なお、事業の対象とする国内資源由来肥料が登録又は届出がなされることが見込まれるもの (QA II -A-1 の④参照) にあっても、上記の方法に準じながら、肥料に使用される国内資源の想定の割合を以て、国内資源由来成分を算出してください (国内資源の配合パターンを複数想定している場合にあっては、全てのパターンについて算出してください。)。</p> <p>(例) 製品ベースの肥料成分が N:P:K=10:10:10 の肥料のうち、原料重量割合で牛ふん堆肥 (N:P:K=2:3:3) が 30%、鶏ふん堆肥 (N:P:K=3:6:3) が 30% 使われている場合、国内資源由来の窒素、りん酸、加里の成分量の合計割合は 6.0% となる。</p> <table border="1" data-bbox="804 759 1994 1008"> <thead> <tr> <th rowspan="2">原料</th><th colspan="3">原料中の肥料成分割合</th><th rowspan="2">原料重量割合 (D) (B=A×D)</th><th colspan="4">肥料中の国内資源由来の肥料成分</th></tr> <tr> <th>窒素 (A)</th><th>りん酸 (B)</th><th>加里 (C)</th><th>窒素 (E=A×D)</th><th>りん酸 (F=B×D)</th><th>加里 (G=C×D)</th><th>合計 (E+F+G)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛ふん</td><td>2.0%</td><td>3.0%</td><td>3.0%</td><td>30%</td><td>0.6%</td><td>0.9%</td><td>0.9%</td><td>2.4%</td></tr> <tr> <td>鶏ふん</td><td>3.0%</td><td>6.0%</td><td>3.0%</td><td>30%</td><td>0.9%</td><td>1.8%</td><td>0.9%</td><td>3.6%</td></tr> <tr> <td>海外原料由来肥料</td><td>21.3%</td><td>18.3%</td><td>20.5%</td><td>40%</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td colspan="4">合計</td><td>100%</td><td>1.5%</td><td>2.7%</td><td>1.8%</td><td>6.0%</td></tr> </tbody> </table>	原料	原料中の肥料成分割合			原料重量割合 (D) (B=A×D)	肥料中の国内資源由来の肥料成分				窒素 (A)	りん酸 (B)	加里 (C)	窒素 (E=A×D)	りん酸 (F=B×D)	加里 (G=C×D)	合計 (E+F+G)	牛ふん	2.0%	3.0%	3.0%	30%	0.6%	0.9%	0.9%	2.4%	鶏ふん	3.0%	6.0%	3.0%	30%	0.9%	1.8%	0.9%	3.6%	海外原料由来肥料	21.3%	18.3%	20.5%	40%	—	—	—	—	合計				100%	1.5%	2.7%	1.8%	6.0%	
原料	原料中の肥料成分割合			原料重量割合 (D) (B=A×D)	肥料中の国内資源由来の肥料成分																																																	
	窒素 (A)	りん酸 (B)	加里 (C)		窒素 (E=A×D)	りん酸 (F=B×D)	加里 (G=C×D)	合計 (E+F+G)																																														
牛ふん	2.0%	3.0%	3.0%	30%	0.6%	0.9%	0.9%	2.4%																																														
鶏ふん	3.0%	6.0%	3.0%	30%	0.9%	1.8%	0.9%	3.6%																																														
海外原料由来肥料	21.3%	18.3%	20.5%	40%	—	—	—	—																																														
合計				100%	1.5%	2.7%	1.8%	6.0%																																														
IV-5 審査基準における加算項目として、「みどりの食料システム法」に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画による加算を受けるには、本事業に取り組む全ての農業従事者が同計画の認定を受けていなければならぬか。	事業実施主体である「農業者の組織する団体等」に参加する農業従事者のうち、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度までに認定を受ける見込みがある者が1名でもいれば、加算を受けることができます。	R7.12 更新																																																				

問	答	備考
IV-6 審査基準における加算項目として、「みどりの食料システム法」に規定する基本計画で定められた特定地域による加算を受けるには、栽培実証等に取り組む農地が全て同特定地域に含まれてなければならぬか。	栽培実証等に取り組む農地の一部が、基本計画で定められた特定地域又は令和8年度までに特定地域の設定が見込まれる地域に含まれていれば、加算を受けることができます。	R7.12 更新
IV-7 第1次募集において、事業実施計画書が採択されている事業実施主体が、第2次募集において、従前の計画とは異なる新たな事業実施計画を申請することは可能か。	可能です。 ただし、取組内容及び成果目標の内訳が重複することは不可とし、申請時には重複が無いことを示す資料を提出してください。	

問	答	備考
IV-8 既に採択されている事業実施主体が、事業実施計画を増額変更することは可能か。	<p>次のいずれかに該当する場合には、既に採択されている事業実施計画を増額変更することは可能です。</p> <p>ただし、いずれの場合においても、取組内容及び成果目標の内訳が重複することは不可とし、変更手続時には重複が無いことを示す資料を提出することとします。</p> <p>なお、国庫補助金の増加を伴う計画変更の内容の適否は、審査基準に準じて判断しますので、増額変更の申請を行っても、その増額分に伴う目標等の変更計画内容や予算残額等によって、承認できない場合もありますので御留意願います。</p> <p>また、増額変更の申請より、新たに採択される計画の採択を優先することとします。</p> <p>① 設定済みの成果目標をさらに増加するために必要な取組 (例: ソフトで施用面積を 50ha 増加させる成果目標を設定した計画が採択されているが、更に 50ha (採択済と合わせると合計 100ha) 増加させる成果目標を達成しようとする場合)</p> <p>② 未設定の成果目標を新たに追加するために必要な取組 (例: ハードの計画が採択されているが、更なる国内肥料資源の利用拡大に向けて、ソフトの計画を追加する場合)</p>	
IV-9 事業実施計画書の第 1 の 4 「供給・利用する肥料」について、これから新たな肥料を製造し販売していく計画の場合は、成分値は見込みで記載してよいか。	新たに製造する肥料の成分値については、使用する原料や既存の製造方法から試算した見込み値を記載してください。この場合、見込み値の試算方法が分かる資料を根拠資料として事業実施計画書に添付してください。	

問	答	備考
IV-10 実施要領別紙1－7の第1の審査項目⑭（環境負荷低減事業活動）のアについて、事業実施主体である法人が当該認定を受けている場合、aとbのどちらの基準に該当するか。（例えば、法人の構成員が5名いれば、5人全員が計画認定者とカウントされるのか。）	<p>法人として計画認定を受けており、事業実施主体及び構成員が当該法人のみの場合、aの2ポイントを加算します。</p> <p>（参考：別紙1－7の第1の審査項目⑭（抜粋））</p> <p>みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどりの食料システム法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等（a又はbのいずれかを選択）</p> <p>a:事業実施主体及びその構成員のうち計画認定者等が1者以上含まれる：2ポイント</p> <p>b:事業実施主体の構成員のうち計画認定者等が過半以上含まれる：5ポイント</p>	
IV-11 事業実施計画書の中に、補助対象外のものが一部含まれている場合や、中心的な取組主体のうち一部の者が、規模決定根拠等の採択要件を満たさなかった場合などにおいては、申請内容の一部が不採択となるのか。又は、申請内容全体が不採択となるか。	<p>本事業の対象とはならない経費や要件を満たさない経費が含まれた形で事業実施計画書を申請されている場合には、経費内訳において補助対象外経費部分を確認できれば、その部分を除外した形で採択します。</p> <p>一方で、補助対象外経費や要件を満たさない経費の部分を除外すると、事業実施主体としての成果目標が達成困難と見なされる場合には、実施要領別紙1－7の第1の審査項目①又は審査項目②に基づき、申請全体が不採択となる可能性がありますので、御留意ください。</p>	

問	答	備考
<b>V その他</b>		
V-1 第2次以降の募集スケジュールについて教えてほしい。	第2次募集については、令和8年2月上旬～2月下旬を予定しています。第3次以降の募集については、第2次募集までの執行状況を踏まえ、実施の有無を検討していくこととしています。	R7.12 更新
V-2 国内資源の肥料利用に当たり、他の事業を活用し、既に取組を進めている場合（環境保全型農業直接支払交付金を活用した堆肥の施用等）、併用することは可能か。	事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組に対しては支援対象とすることができませんので、御注意ください。 なお、支援対象とする取組内容が他の事業による支援対象と明確に区別されなければ、事業実施主体が同一であっても、併用することが可能です。	
V-3 国が補助する他の事業（実費払ではなく、面積当たりに一定額を支援する事業）と重複しない経費の申請は可能か。	国内肥料資源利用拡大対策事業では、実施要領別紙1の第6（13）のとおり、国が補助する他の事業と重複する経費は補助対象外としていることから、特定の取組に係る経費に対して、実費ではなく、面積当たりに一定額を支援する他の事業については、経費の重複の有無が確認できないことから、基本的には併用することはできません。 ただし、面積当たりに一定額を支援する他の事業において受け取る補助金の使途が明確に示されていれば、他の事業と併用することは可能とします（例えば、国内肥料資源利用拡大対策事業で栽培実証に取り組む10haの場において、面積当たりに一定額を支援する他の事業により1000万円の補助金を受け取る場合には、その1000万円を国内肥料資源利用拡大対策事業の栽培実証で支援対象としようとする経費以外の使途に充当していることを示せる場合は、併用が可能。）。	

問	答	備考
	<p>なお、他の事業において受け取る補助金の使途は、リスト化する等して、国内肥料資源利用拡大対策事業の実績報告時に添付すればよいこととし、その根拠資料として領収書等の提出は求めませんが、国内肥料資源利用拡大対策事業の実施要領別紙1の第15に準じて、他の事業において受け取る補助金の使途に係る領収書等の根拠資料は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間は保管し、求めがあった場合には、その根拠資料を提出しなければならないこととします。また、補助金の交付後に他の事業と重複する経費への補助が確認された場合には、補助金の返還を求める場合がありますので、ご留意ください。</p>	
V-4 補助金が支払われるタイミングはいつになるか。事業遂行状況報告書の提出や実績報告の提出時に不備があった場合、採択されたとしても補助金が支払われない可能性はあるか。	<p>事業完了後に実績報告書を提出いただき、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金を交付します。（精算払が原則となります。）</p> <p>ただし、事業の進捗度合を勘案した所要額については、財務大臣協議を経て認められた範囲（請求書等の根拠資料が揃っているもののみ）に限り、交付等要綱第19のとおり、概算払が可能となります。</p> <p>また、補助金の交付に当たっては、交付決定後であっても、交付等要綱第23のとおり、交付決定が取り消される場合もあるほか、実績報告書の確認段階において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象外経費が確認された場合</li> <li>・ 補助対象経費であっても根拠書類が確認できない場合</li> </ul> <p>等は補助金の交付ができませんので、御注意ください。</p> <p>なお、都道府県協議会経由の事業申請の場合は、事業実施主体から都道府県協議会へ実績報告がなされた後、都道府県協議会から事業実施主体への補助金の交付を年度内に完了する必要がありますので、実績報告書の提出時期については、都道府</p>	

問	答	備考
	県協議会に御相談ください。	
V-5 事業実施に当たり留意すべき事項はあるか。	<p>事業実施主体は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めてください。</p> <p>(参考) 自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について  <a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/saigairisk.html">https://www.maff.go.jp/j/saigai/saigairisk.html</a></p>	
V-6 本事業における取組に係る見積書や領収書等の宛て名は、誰宛てにすればよいのか。	<p>補助事業では、事業実施主体が負担した経費が補助対象となりますので、見積書や領収書等の宛て名は、事業実施主体でなければなりません。</p> <p>ただし、本事業では、実施要領別紙1-2の第3の2のとおり、事業実施計画書に位置付けられた中心的な取組主体が負担した資材購入費や機械器具費等に限っては補助対象としていることから、中心的な取組主体が資材や機械の購入者である場合に限っては、見積書や領収書等の宛て名は、中心的な取組主体でなければなりません。</p> <p>なお、中心的な取組主体であるか否かは、事業実施計画書別紙1、別紙4及び別紙5の「中心的な取組主体」欄に「○」が付けられているか否かで確認しますので、記載漏れ等がないようご留意ください。</p> <p>また、事業実施主体の区分がコンソーシアムである場合には、基本的には、見積</p>	

問	答	備考
	書や領収書の宛て名は、事業実施主体であるコンソーシアムでなければなりませんが、コンソーシアムの構成員が立替払いをすることも可能とします。この場合、見積書や領収書の宛て名は、コンソーシアムの構成員としますが、コンソーシアムを代理して立替払いをした旨を示す書類が必要となります。	
V-7 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組の中に「環境関係法令の遵守」とあるが、どのような法令が該当するのか。	<p>当事業において遵守すべき主な環境関連法令とは、肥料の品質の確保等に関する法律、農薬取締法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律等を想定しております。ただし、上記以外にも遵守すべき環境関連法令が存在する可能性がございますので、農林水産省ホームページに掲載している「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書」をご確認いただき、自身で遵守すべき法令をご確認ください。</p> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html">https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html</a></p>	